

平衡交付金の配分方法の実態とその効果について

中 村 稔 彦

<要 旨>

シャープ勧告の中で、地方配付税制度については、具体例を挙げてその欠陥が指摘され、新たな地方財政調整制度として「平衡交付金制度」の設立が提唱された⁽¹⁾。これに基づき「地方財政平衡交付金法」が1950年5月に公布された。配分方法については、現行の地方交付税制度に平衡交付金方式がそのまま採用されることになったことを踏まえると、日本地方財政調整制度史上や日本地方財政史の展開において重要な地位を占めていることは言うまでもないが、なぜこのような配分方法となったのか、また、毎年度配分方法が改正されることによって交付状況や機能にいかに関与を与えたのかについては、十分解明されているとはいえない。本稿では、現存する総務省、財務省の資料等や当時の官僚の口述資料、更には国会会議録等を参考にして、これらを解明したいと考える。

はじめに

1949年来日したシャープ税制使節団は、シャープ勧告の中で、地方配付税制度については、具体例を挙げてその欠陥を指摘した上で、新たな地方財政調整制度として「平衡交付金制度」の設立を提唱した⁽²⁾。これに基づき、「地方財政平衡交付金法（以下法と記載）」が、1950年第7回国会に提出され、5月2日に成立し、同年5月30日に公布、当日から施行され、1950年4月1日から適用することとされた。

現在の地方交付税法は、新たに創設されたものではなく、この法を一部改正するという形を採って、法律の名称まで変えてしまうという異例の法改正⁽³⁾

により誕生したものである。交付税制度に改正された際、欠陥のあった総額決定方法については、制度上、一部の国税（所得税、法人税、酒税）の一定割合（リンク方式）に変更されたが、配分方法については、平衡交付金方式がそのまま採用されることになったことを踏まえると、日本地方財政調整制度史上や日本地方財政史の展開において重要な地位を占めていることは言うまでもないが、改めて、平衡交付金の創設理念や配分方法、とりわけ基準財政需要額や基準財政収入額の算定の根拠、実際の普通交付金の交付状況とその効果、機能等について考察することは、今後の交付税の配分方法を議論する上においても、重要であるといえよう。

平衡交付金の配分方法のみを対象とした先行研究はないが、各制度全体を対象とした先行研究につい

(1) 『シャープ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 180～182頁。

(2) 『シャープ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 180～182頁。

(3) 立田は「内閣法制局も最初はびっくりしていましたが、趣旨を説明すると理解してくれまし」と述べている。立田 [2005] 13頁。

ては、藤田武夫 [1959 a]⁽⁴⁾、[1959 b]⁽⁵⁾、[1973 c]⁽⁶⁾の研究がある。藤田の研究は、制度史的な位置づけということもあり、研究対象がシャープ勧告の理念と平衡交付金制度の規定との関係から、成立過程、総額決定方法、配分方法、実態と問題にまで及んでいる。

藤田武夫 [1959 a] では、主として、基準財政需要額の測定単位と補正係数の種類、単位費用の算定方法と基準財政収入額の算定方法について述べられている。

藤田武夫 [1959 b] では、1951年に「基準財政需要額の算定のための単位費用を、平衡交付金法の建前どおりに、各費目について標準団体における最低行政費を積算して算定したことであり、これによってシャープ勧告どおり、下からの積み上げ方式を採用することになった⁽⁷⁾」としているが、具体的な算定方法については言及がない。また、「一部の行政について、低い単位費用が定められ、義務的行政についても、法律の要求する行政水準を下廻る単位費用が算定されており（中略）行政事務の義務性の程度によって、（中略）三種に分け、義務性が弱く、特殊なものほど切下げ率を大きくして、単位費用を算定した。（中略）1952年の新潟、神奈川の両県と同県下の山村について、現地で実地調査を行ったところによると、平衡交付金制の実施後も、地方団体の（中略）義務的経費の経費総額に占める比重は、むしろ従前より高まっている（4～12%）⁽⁸⁾」と明らかにしている。

最後は、自治庁財政部編『地方財政の実態と問題の所在』の資料を参考に、1935年度、1941年度、1951年度の富裕、貧弱各6団体における一般財源（税収入と配付税又は交付金）の1人当額を表にして比較し、1935年度に差が47%であったものが、1941年度には77%にまで拡大するが、1951年度には28%まで接近することを明らかにし、「平衡交付金

が財政調整の機能をかなりはたしていることを認めることができる⁽⁹⁾」と述べている。

藤田 [1973 c] では、配分による効果については、1950年度と1951年度の平衡交付金の道府県、大都市、市、町村の団体別配分状況を歳入における比重をみて、「交付金の総額の約3分の2が道府県へ、3分の1が市町村（大都市2%、市7～8%、町村23～26%）へ交付されている。また、歳入総額にたいする平衡交付金の比重は、道府県で21%～24%、町村で18～22%、市10%、大都市4%前後で、各種の団体におけるその地位を知ることができる。（中略）貧富団体間の平衡交付金の比率に大きな開きが生じたことについては、各地域の住民の経済力の差異以外に、25（1950）年の大規模の地方税制改革が大きく影響している。（中略）平衡交付金の交付によって貧富団体間の財源調整がある程度実現されていることは明らかである。（中略）しかし、増加した一般財源も、給与改訂に伴う給与費の増、補助金の廃止による地方負担増、国の公共事業費増による地方負担の増大、法令による新規の地方負担、其の他の義務教育費にほとんど使用され、都道府県において単独事業費に用いられたのは、一般財源増加額のわずかに90%弱にすぎなかつた⁽¹⁰⁾」と指摘している。

また、平衡交付金の役割をみるために、1950年度の基準財政需要額の費用別配分状況を、道府県、市町村別に分けて示し、「制度の発足時において、平衡交付金が充足する財政需要は、道府県では教育費が圧倒的に多くて、財政需要総額の61%を占め（義務教育費国庫負担金の廃止が大きく作用している）、厚生労働費（9%）、産業経済費（8%）、土木費（6%）の順である。また、市町村では、警察消防費（22%）と教育費（21%）の割合が大きく、厚生労働費（10%）が、これにつづき、土木費（6%）、産業経済費（4%）の順になる。市町村では、その他の行政費が37%の比重をもつ。当時において、道

(4) 藤田 [1959 a] 64～96頁。

(5) 藤田 [1959 b] 218～260頁。

(6) 藤田 [1973 c] 62～79頁。

(7) 藤田 [1959 b] 221頁。

(8) 藤田 [1959 b] 224～225、230、337～338頁。

(9) 藤田 [1959 b] 237頁。

(10) 藤田 [1973 c] 66～68頁。

府県、市町村を通じ教育、厚生労働などの民生行政が、基準財政需要において大きな地位を占めたことは注目すべきである⁽¹¹⁾」と述べている。

更に1951年の夏と秋に新潟、神奈川、長野の3県と新潟県大原村、神奈川県城島村、豊川村の3村で行った実地調査の結果を基にして、配分方法については、「平衡交付金の配分が、道府県に傾斜し、市町村には総額の3分の1が交付されるにすぎず、そのため市町村において基準財政需要額は、道府県の場合よりも実際の一般財源所要額を一層下回り、交付金の調整機能を一段と弱めている。これは、市町村を地方自治の基礎的自治体として重視したシャープ勧告の趣旨にも反する。(中略) 県でも村でも一般に各種の経費の基準財政需要額が、実際の一般財源所要額を下回っている。とくに地方団体の任意的自主的な経費について、この傾向が強い。この状態は、平衡交付金の財政調整機能を弱めると同時に、平衡交付金の使用を国の法令や施策に傾斜させることになる。(中略) 多くの場合、基準財政収入額算定の基礎になる標準財政収入額が、実際の税収入済額を上回っており、これが交付さるべき平衡交付金額を低く抑えることになっている。これも平衡交付金の財源調整機能を弱める原因をなしている。最後に(中略) 交付金は、村民の租税負担を積極的に低減するほどの効果を生んでいない⁽¹²⁾」と平衡交付金の問題点を指摘している。

藤田の研究は、平衡交付金だけでなく、地方団体の一般財源にまで目を向けて、その効果を測定しているところは注目に値する。また、県と村それぞれ3つずつ実地調査を行い、その内容を踏まえての問題点の指摘は、本質を捉えているといえよう。一方で、研究が全体に及んでいるためか、あるいは、配分や効果の対象期間が1～2年間に限られるためか、なぜこのような配分方法となったのか、平衡交付金の配分方法は、主として法により規定されていたが、

実際は、第2次地方財政委員会規則(以下規則と記載)や総理府令を多用し、その法や規則、府令も、頻繁に改正あるいは発せられ、運営されていたことについては、ほとんど触れられておらず、また、毎年度配分方法が改正されることによって、効果や機能にいかん影響を与えたのかについては解明されていない。

これらを踏まえて本稿では、現存する総務省、財務省の資料等⁽¹³⁾や当時の制度運営者(官僚)の口述資料、更には国会会議録等を参考にして、基準財政需要額や基準財政収入額の算定方法の基準等を解明し、毎年度頻繁に改正、あるいは発せられていた法や規則、府令等を考察した上で、これらの改正や公布、それに基づく運営による各団体への配分額や平衡交付金の機能への影響を明らかにしたいと考える。なお、平衡交付金の総額決定方法の実態については、拙稿[2016 a]、[2016 b]、[2016 c]、[2016 d]、[2016 e]、[2017]を参照されたい。

I 本来の平衡交付金の配分方法

平衡交付金は、全配付額と配付方法を地方団体の必要と財源とによりよく応じて決定する制度として創設されたのである。シャープ勧告で配付税の配分方法について批判された点は、主として課税力と財政需要の標準を別々に算定に使う点⁽¹⁴⁾と財政需要の算定方法にあった。後者について、地方自治庁財政部で法の立案に寄与し、第2次地方財政委員会、地方自治庁ではそれぞれ事務局財務課課長補佐と財政課課長補佐を兼務し、平衡交付金の運営に従事した立田清士は、「人口を基準にして割り増し人口でやる方式はあまりにも簡単すぎる。もっと、例えば行政費の1人当たりいくらといった単位費用を使って少しちゃんとやりなさい⁽¹⁵⁾」ということであったと述懐している。

(11) 藤田 [1973 c] 68～69頁。

(12) 藤田 [1973 c] 68～76頁。

(13) 一部の資料は、財務省への行政文書開示請求により得たものである。

(14) この点に関し、立田は「地方団体の課税力と財政需要を標準として配分されるが、前者と後者の標準は別々に算定に使い、而もこの算定標準は、地方自治との調和を図るため、客観的に明確なものを用いるので勢い画一的機械的になり地方団体の実状に即した財政調整になり難い点がある。」と具体的に指摘している。立田 [1950] 1頁。

(15) 立田 [2004] 258頁。

この部分について、シャープは勧告の中でも、「地方行政の各項目に対する財政需要は、与えられるべき行政の単位数に妥当な、しかし、最低限度の量と質との行政を可能にする単位当たり標準費用を乗じて算出されるであろう。全行政を総合したその所要経費の合計が全財政需要になるであろう⁽¹⁶⁾」と基準財政需要額の算定については、かなり具体的に述べられている。

平衡交付金の配分方法については、主として法に規定され、まず、平衡交付金の総額のうち、90%がいわゆる普通交付金で、10%が特別交付金とされた。特別交付税については、1950年度と1951年度限定のものであったため、法本則ではなく、法附則第2項に規定されていた。1952年度になるとその必要性が高まり、法本則第6条第3項に規定されることとなる。法附則第2項の総額に関する規定では、「先ず普通交付金の総額を定め、その普通交付金の総額の9分の1に相当する額を特別交付金の総額として普通交付金の総額に加算して（平衡）交付金の総額を地方財政委員会で見積もる⁽¹⁷⁾」と考えられており、その結果、総額の10分の1とされたのである。特別交付金の交付については、捕捉し難い特別の財政需要があること、交付金の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があること、その他特別の事情があることに因り、交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、当該事情を考慮することとされている（法附則第3項）。

普通交付金は、毎年度各地方団体が提出する資料に基き、すべての地方団体の財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額を超える場合の当該超過額（財源不足額）を補填するためのものであり（法本則第3条第1項）、毎年度分として交付すべき普通交付金の総額は、当該年度において

基準財政需要額が基準財政収入額を超えると認められる地方団体の当該超過額（財政不足額）の合算額を基礎として定めるとされた（法本則第6条）。当該規定は、現在の地方交付税と同様に、交付金の総額算定における基準財政需要額と基準財政収入額（各総額）には、不交付団体の額は合算しないことを意味する⁽¹⁸⁾。

各地方団体へ交付すべき交付金の額は、普通交付金の総額を当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額に按分して算定するとされた（法本則第10条第2項）。按分方法が採用された理由について、立田は、「実際に各地方団体において基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額を前年度において算定し、地方財政委員会で総額の見積もりをするため、この前年度における総額の見積もりの時の状況と、その年度における個々の地方団体に対する交付金の額の算定の時の状況との間に経済情勢の変化等があり、決定された交付金の総額と総額の見積もりとが若干相違することは予想される⁽¹⁹⁾」ためであると述べている。

1. 基準財政需要額

基準財政需要額は、【表1-1】、【表1-2】のように、都道府県、市町村ごとに地方行政に要する各経費の測定単位の数値に、人口や小学校の児童数等の段階、人口密度、市町村の規模、寒冷、面積や河川の延長等の補正係数と当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とされた（法本則第11条、第12条及び第13条）。

基準財政需要額という基準については、「この制度が合理的、且つ妥当な行政の規模と内容とを保障するものであるから、標準費用も最少の限度で定め

(16) 『シャープ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 182頁。

(17) 立田は、具体例として「昭和某年度における普通交付金の総額が900億円と見積もられると、この9分の1に相当する100億円が特別交付金の総額となり自動的に普通交付金の総額に加算されて交付金の総額は1,000億円になる」ことを示している。立田 [1950] 1頁。

(18) 実際、各年度の不交付団体と交付団体の基準財政需要額と基準財政収入額とは、別に算定されており、交付基準額には、交付団体のみ基準財政需要額と基準財政収入額しか採用されていない。地方財政委員会 [1952] 各頁、自治庁 [1953] 各頁及び同 [1954] 各頁。

(19) 立田 [1950] 1～2頁。

表 1 - 1 1950年度都道府県の補正係数適用一覧表

経費の種類		測定単位	補正係数				
大項目	小項目		種別補正	段階補正	密度補正	態容補正	寒冷補正
一 土木費	1. 道路費	道路の面積	○	×	×	○	○
	2. 橋りょう費	橋りょうの面積	○	×	×	○	○
	3. 河川費	河川の延長	○	×	×	×	×
	4. 港湾費	港湾における船舶の出入トン数	○	○	×	×	×
	5. その他の土木費	(1) 人口	○	○	×	○	○
		(2) 面積	○	×	×	×	×
二 教育費	1. 小学校費	(1) 児童数	×	×	×	○	○
		(2) 学級数	×	×	×	○	○
		(3) 学校数	○	×	×	×	×
	2. 中学校費	(1) 生徒数	×	×	×	○	○
		(2) 学級数	×	×	×	○	○
		(3) 学校数	○	×	×	×	×
	3. 高等学校費	生徒数	○	×	×	○	○
4. その他の教育費	人口	○	○	○	○	○	
三 厚生労働費	1. 社会福祉費	(1) 人口	○	○	×	○	○
		(2) 児童福祉施設入所者数	○	×	×	×	×
		(3) 被生活保護者数	×	×	×	○	×
		(4) 一時保護所入所者定員数	×	×	×	×	×
	2. 衛生費	(1) 人口	×	○	×	○	×
		(2) 食品関係営業者数	×	○	×	×	×
		(3) 保健所数	○	×	×	○	○
		(4) 結核患者数	×	×	×	×	×
		(5) 法定伝染病患者数	×	×	×	×	×
		(6) 性病患者届出数	×	×	×	×	×
		(7) 精神病院病床数	×	×	×	×	×
	3. 労働費	(1) 工場事業場数	×	○	×	×	×
		(2) 工場事業場労働者数	×	○	×	○	×
(3) 失業者数		×	×	×	×	×	
四 産業経済費	1. 農業行政費	(1) 農家数	×	○	×	×	×
		(2) 耕地の面積	×	×	×	×	×
	2. 林野行政費	(1) 林産業の従業者数	×	○	×	×	×
		(2) 民間林野の面積	○	×	×	×	×
3. 水産行政費	水産業の従業者数	×	○	×	×	×	
4. 商工行政費	商工業の従業者数	×	○	×	×	×	
五 戦災復興費		戦災に因る被災地の面積	○	×	×	×	×
六 その他の行政費	1. 徴税費	(1) 税額	○	×	×	×	×
		(2) 納税義務者数	×	×	×	×	×
	2. その他の諸費	人口	×	○	○	○	○
七 公債費		災害復旧債元利償還金	×	×	×	×	×

(出所) 地方財政委員会事務局財務課編 [1951] 55の7～9頁参照。

られるものであるということ⁽²⁰⁾」、実際は標準よりも少し低めに設定されたのである⁽²¹⁾。

(1) 測定単位

行政費目については、地方行政をその性質に応じ

て、土木費や教育費といった大項目を定めた上で、財政需要を測定するのに必要かつ十分な測定単位が得られる小項目、すなわち、土木費の道路費や橋りょう費、教育費の小学校費、中学校費等が決定さ

(20) 立田 [1950] 3頁。

(21) 立田 [2004] 259頁。

表 1-2 1950年度市町村の補正係数適用一覧表

経費の種類		測定単位	補正係数				
大項目	小項目		種別補正	段階補正	密度補正	態容補正	寒冷補正
一 警察消防費	1. 警察費	警察吏員数	○	○	×	○	○
	2. 消防費	家屋の床面積	×	×	×	○	×
二 土木費	1. 道路費	道路の面積	○	×	×	○	○
	2. 橋りょう費	橋りょうの面積	○	×	×	○	○
	3. 港湾費	港湾における船舶の出入トン数	○	○	×	×	×
	4. 都市計画費	都市計画区域の人口	×	○	×	×	×
	5. その他の土木費	(1) 人口	○	○	×	○	○
		(2) 面積	○	×	×	×	×
三 教育費	1. 小学校費	(1) 児童数	×	×	×	○	○
		(2) 学級数	×	×	×	○	○
		(3) 学校数	×	×	×	×	×
	2. 中学校費	(1) 生徒数	×	×	×	○	○
		(2) 学級数	×	×	×	○	○
		(3) 学校数	×	×	×	×	×
	3. 高等学校費	(1) 生徒数	○	×	×	○	○
4. その他の教育費	人口	×	○	○	○	○	
四 厚生労働費	1. 社会福祉費	(1) 人口	×	○	×	○	○
		(2) 児童福祉施設入所者数	○	×	×	×	×
		(3) 被生活保護者数	×	×	×	○	×
	2. 衛生費	(1) 人口	×	○	×	○	×
		(2) 食品関係営業者数	×	×	×	×	×
		(3) 小児保養所病床数	×	×	×	×	×
		(4) 性病患者届出数	×	×	×	×	×
		(5) 保健所数	○	×	×	○	○
	3. 労働費	(1) 工場事業場数	×	×	×	×	×
(2) 工場事業場労働者数		×	×	×	×	×	
五 産業経済費		人口	○	×	×	○	×
六 戦災復旧費		被災地の面積	○	×	×	×	×
七 その他の行政費	1. 徴税费	(1) 税額	○	×	×	×	×
		(2) 納税義務者数	×	×	×	×	×
	2. 戸籍事務費	本籍人口	×	○	×	○	○
	3. その他の諸費	人口	×	○	○	○	○
八 公債費		災害復旧債元利償還金	×	×	×	×	×

(出所) 地方財政委員会事務局財務課編 [1951] 55の9~10頁参照。

れた。

測定単位は、総理府統計局のすべての資料を調査して、道路費については、道路の面積、小学校費については、小学校の児童数、学級数及び学校数等、相関度の強いものが選択されたのである(法本則第12条)。測定単位について、立田は、「(1)客観的なもので容易に計算できるものであること、(2)明確に調査できる根拠のものであること、(3)交付する側の恣意が全然はらないものであること」の3点

から選ばれたものである⁽²²⁾」と述べている。

(2) 単位費用

単位費用については、法第2条第7号において、「道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するも

(22) 立田 [1950] 2頁。

の以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位につき第13条第1項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用で、普通交付金の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう⁽²³⁾）と規定されている。

ここでいう「標準的条件を備えた地方団体が想定されるわけは、当該種類の地方行政に要する経費が特に割高又は割安になっているわけでもなく、特に大きな又は特に小さな規模の行政を行っているわけでもない地方団体、換言すれば特別な事情のない通常の地方団体を基礎として経費を算定するのでなければ全地方団体の財政需要を客観的に算定するための基礎には用い得ないからであつて、経費が割高又は割安になったり、行政の質や量が通常の数値以上又は以下の地方団体については、補正係数を適用することによりこれが是正が行われるようになっていくので、単位費用算定の基礎となる所謂標準団体の性格は、補正係数の種類と関連させて考えられなければならない⁽²⁴⁾。」

具体的な「標準的条件を備えた地方団体」の条件を挙げれば、「(イ)この地方団体の測定単位の数値が、全道府県又は市町村の中で基準となるような一定の数値であること。(ロ)一定の人口密度を有すること。(ハ)道府県については、当該道府県内の市町村の態容による構成が一定であること、市町村については、市町村の態容による補正係数の基礎となる市町村の種別に一致すること。(ニ)寒冷度及び積雪度による補正の行われない地域の団体であること。等の条件が必要であつて、各経費の種類ごとにかかる条件を備えた地方団体を選定しなければならない。しかしかかる地方団体は、現実に存在するものではないから、条件に適合する地方団体は抽象的に想定されたものとなるのである⁽²⁵⁾。」

また、ここでいう「合理的、且つ、妥当な水準」の地方行政及び「標準的な施設」の維持については、「ともに現在の日本の能力を前提とした水準と規模のものでなければならない。この点、個人の生存権を保障した憲法第25条の『健康で文化的な最低限度の生活』という文言が社会的、経済的なもので絶対的な生活の保障を意味するものではないと解されているのと同様な性質のものと言い得るのであつて、現在の日本の社会的、経済的、文化的条件を前提とした上で各地方行政につきその水準を定め、施設の標準を定めなければならないことは言うまでもない。この前提の下では、現在わが国の財政経済力に地方行政の高度の水準を維持し得る余裕があるとは考えられないので、地方行政の水準も現状において承認され得る最低限度におけるそれとならざるを得ないであろう。現在法の要求することは、この最低限度の水準の維持であつて、経済力が回復し社会的文化的条件が向上すればその時代に応じた地方行政のより高い水準が『合理的、且つ、妥当な』水準とみられるようになると考えら⁽²⁶⁾」れる。

このように単位費用は、平衡交付金が保障する行政の水準を規定する上でも、また、総額を決める上でも重要であるため、【表1-3】、【表1-4】のように、単位費用法定主義が採用されている⁽²⁷⁾。「これにより各地方団体は、年度の当初から各経費別の基準財政需要額の概数を計算することができることとなつて、大きな意義があるものと考えられる⁽²⁸⁾。」

なお、単位費用については、地方団体の規模によって異なるため、配付税制度と同様に当初、県、大都市、普通の市、町村の4段階とすることを考えていたようであるが、連合国軍総司令部の経済科学局との折衝で、シャープより、市町村については3段階の考え方は持っていないので、1つにするよう

(23) 地方財務協会編 [1953] 82頁。

(24) 地方財務協会編 [1953] 83頁。

(25) 地方財務協会編 [1953] 83～84頁。

(26) 地方財務協会編 [1953] 84～85頁。

(27) 地方財務協会編 [1953] 87頁。

(28) 地方財務協会編 [1953] 87頁。

表 1-3 都道府県の単位費用の推移

(単位：円、銭)

経費の種類		測定単位	表示単位	1950年仮算定	1950年本算定	1951年第一次	1951年再算定	1952年第一次	1952年再算定	1953年第一次	1953年再算定	
大項目	小項目			1950規則第6号	1951規則第4号	1951規則第17号	1952規則第3号	1952法第166号	1952法第344号	1953法第209号	1953法第288号	
				1950.9.14	1951.3.31	1951.10.31	1952.3.29	1952.6.3	1952.12.27	1953.8.14	1953.12.14	
一 土木費	1. 道路費	道路の面積	1㎡につき	8.13	7.00	9.83	10.62	12.04	12.60	11.19	11.49	
	2. 橋りょう費	橋りょうの面積	1㎡につき	96.16	137.00	113.00	113.00	122.48	122.48	122.48	122.48	
	3. 河川費	河川の延長	1mにつき	24.42	20.00	18.76	18.82	19.43	19.52	19.63	19.66	
	4. 港湾費	(1) 港内における船舶の出入トン数	1トンにつき	7.10	9.00	5.42	5.48	6.20	6.20	6.20	—	—
		(2) けい留施設の延長	1mにつき	—	—	—	—	—	—	—	1,254.00	1,284.00
(3) 外かく施設の延長		1mにつき	—	—	—	—	—	—	—	2,250.00	2,250.00	
5. その他の土木費	(1) 人口	1人につき	3.20	5.40	8.80	12.60	14.02	14.76	15.73	16.47	—	
	(2) 面積	1km ² につき	3,676.00	12,530.00	26,840.00	38,406.00	42,707.00	44,975.00	44,985.00	44,985.00	44,985.00	
二 教育費	1. 小学校費	(1) 児童数	1人につき	1,224.00	1,567.00	1,508.00	1,657.00	1,904.00	2,124.00	1,562.00	1,636.00	
		(2) 学級数	1学級につき	54,600.00	47,630.00	15,410.00	82,857.00	95,217.00	106,187.00	70,271.00	73,624.00	
		(3) 学校数	1校につき	138,300.00	130,000.00	191,400.00	211,600.00	235,288.00	260,912.00	173,146.00	179,215.00	
	2. 中学校費	(1) 生徒数	1人につき	1,702.00	2,154.00	2,231.00	2,370.00	2,653.00	2,963.00	2,093.00	2,205.00	
		(2) 学級数	1学級につき	77,410.00	65,910.00	111,540.00	118,670.00	132,663.00	148,136.00	94,172.00	99,204.00	
		(3) 学校数	1校につき	148,000.00	140,000.00	203,600.00	225,250.00	250,342.00	278,000.00	183,400.00	190,010.00	
	3. 高等学校費	生徒数	1人につき	4,367.00	4,419.00	5,002.00	5,489.00	6,808.00	7,368.00	8,473.00	9,107.00	
	4. その他の教育費	人口	1人につき	76.28	67.20	42.40	46.29	51.86	56.39	54.97	57.79	
	三 厚生労働費	1. 社会福祉費	(1) 人口	1人につき	35.75	36.70	48.13	52.92	56.85	61.17	157.31	161.35
			(2) 児童福祉施設入所者数	1人につき	9,837.00	9,482.00	8,468.00	8,946.00	11,027.00	11,552.00	—	—
(3) 被生活保護者数			1人につき	1,242.00	1,048.00	2,651.00	2,651.00	2,981.00	2,981.00	—	—	
(4) 一時保護所入所者定員数			1人につき	5,714.00	6,479.00	7,262.00	8,881.00	—	—	—	—	
2. 衛生費		(1) 人口	1人につき	17.00	19.00	19.00	18.00	66.00	66.40	104.24	107.04	
		(2) 食品関係業者数	1人につき	439.50	896.80	900.00	895.00	—	—	—	—	
		(3) 保健所数	1所につき	2,900,000.00	3,157,000.00	594,000.00	3,883,000.00	5,181,000.00	5,686,000.00	—	—	
		(4) 結核患者数	1人につき	14.79	43.30	1,084.00	1,095.00	—	—	—	—	
		(5) 法定伝染病患者数	1人につき	8,582.00	8,426.00	7,224.00	7,352.00	—	—	—	—	
		(6) 性病患者届出数	1人につき	367.20	558.40	1,041.00	1,194.00	—	—	—	—	
		(7) 精神病院病床数	1床につき	1,204.00	1,282.00	1,579.00	20,181.00	—	—	—	—	
3. 労働費		(1) 工場事業場数	1事業所につき	247.40	1,135.00	1,232.00	1,322.00	—	—	—	—	
		(2) 工場事業場労働者数	1人につき	24.69	30.90	37.00	40.00	75.60	83.00	88.00	91.00	
		(3) 失業者数	1人につき	—	—	2,500.00	2,500.00	2,890.00	2,914.00	3,308.00	3,467.00	
四 産業経済費	1. 農業行政費	(1) 農家数	1戸につき	430.40	523.70	630.00	720.00	870.00	840.00	1,000.00	1,041.00	
		(2) 耕地の面積	1町歩につき	417.70	378.00	420.00	480.00	580.00	627.00	667.00	694.00	
	2. 林野行政費	(1) 林産業の従業者数	1人につき	6,398.00	5,460.00	7,014.00	4,300.00	—	—	—	—	
		(2) 民間林野の面積	1町歩につき	46.56	102.60	146.00	390.00	560.00	582.00	602.00	619.00	
3. 水産行政費	水産業の従業者数	1人につき	2,438.00	3,116.00	4,005.00	4,175.00	5,499.00	5,892.00	6,101.00	6,174.00		
4. 商工行政費	商工業の従業者数	1人につき	644.90	660.50	653.00	703.00	822.00	862.00	972.00	992.00		
五 戦災復興費		戦災に因る被災地の面積	1坪につき	2.71	1.50	2.90	2.90	3.00	3.00	3.00	3.00	
六 その他の行政費	1. 徴税費	(1) 税額	1円につき	0.367	0.038	0.038	0.041	0.05855	0.06341	0.06390	0.06390	
	(2) 納税義務者数	1人につき	41.54	320.00	456.00	494.00	—	—	—	—	—	
2. その他の諸費	人口	1人につき	148.40	145.00	125.00	154.07	131.70	137.00	162.00	164.00		
七 公債費		災害復旧債元利償還金	1円につき	1.00	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	

(出所) 自治省財政局編 [1969] 202~205頁参照。

に指示されたため⁽²⁹⁾、道府県と市町村それぞれ1つとし、一方で、各地方団体の財政需要を充足するのに、最も適合した額になるように、補正係数を考案したのである⁽³⁰⁾。シャープが1つにするよう指示した理由について、立田は、「シャープの頭には、コミュンはどこも同じであるという、アメリカ的な考えがあったんじゃないか、という感じがします。

当時奥野先生が大都市と町村とが違うということをだいたい議論されていましたが、それがあまりわからないようでした⁽³¹⁾」と述べている。

(3) 補正係数

補正係数の概念が誕生するに至ったのは、シャープ勧告で提言されていた地方団体の分類及び人口段階の区分が、法に盛り込まれなかったことに起因し

(29) 立田 [2005] 20頁。

(30) 立田 [2004] 259頁。

(31) なお、「その後、数年経ってから東京でお会いしたときに、『やはり市町村にはだいたい違いがあるんだな』ということをおっしゃっていました。『今から言うのは遅いんじゃないか』と申し上げた」というエピソードがあったことも語っている。立田 [2005] 20頁。

表 1-4 市町村の単位費用の推移

(単位：円、銭)

経費の種類		測定単位	表示単位	1950年仮算定	1950年本算定	1951年第一次	1951年再算定	1952年第一次	1952年再算定	1953年第一次	1953年再算定
大項目	小項目			1950規則第6号	1951規則第4号	1951規則第17号	1952規則第3号	1952法第166号	1952法第344号	1953法第209号	1953法第288号
				1950.9.14	1951.3.31	1951.10.31	1952.3.29	1952.6.3	1952.12.27	1953.8.14	1953.12.14
一 警察消防費	1. 警察費	(1) 警察吏員数	1人につき	182,800.00	163,500.00	195,500.00	190,500.00	—	—	—	—
		(2) 人口	1人につき	—	—	—	—	241.68	263.72	299.12	315.67
	2. 消防費	(1) 家屋の床面積	1坪につき	24.53	23.50	20.30	21.77	—	—	—	—
		(2) 人口	1人につき	—	—	—	—	135.43	144.20	153.48	158.48
二 土木費	1. 道路費	道路の面積	1㎡につき	2.71	2.10	3.58	3.66	4.55	4.65	3.64	3.68
	2. 橋りょう費	橋りょうの面積	1㎡につき	64.10	82.00	54.00	54.00	69.60	69.60	69.60	69.60
	3. 港湾費	(1) 港における船舶の出入トン数	1トンにつき	7.10	9.00	5.42	5.48	6.20	6.20	—	—
		(2) けい留施設の延長	1mにつき	—	—	—	—	—	—	1,254.00	1,284.00
		(3) 外かく施設の延長	1mにつき	—	—	—	—	—	—	2,250.00	2,250.00
4. 都市計画費	都市計画区域の人口	1人につき	29.24	17.30	15.43	15.96	16.14	16.77	17.26	17.60	
5. その他の土木費	(1) 人口	1人につき	19.76	20.50	4.93	5.37	5.73	6.23	8.91	9.38	
	(2) 面積	1km ² につき	10,390.00	58,780.00	36,493.00	39,762.00	42,461.00	46,153.00	31,339.00	31,339.00	
三 教育費	1. 小学校費	(1) 児童数	1人につき	220.00	400.00	5,580.00	562.00	694.00	699.00	665.00	668.00
		(2) 学級数	1学級につき	9,695.00	12,400.00	18,600.00	18,723.00	23,129.00	23,307.00	22,180.00	22,252.00
		(3) 学校数	1校につき	253,000.00	118,000.00	64,100.00	69,140.00	78,465.00	85,658.00	95,295.00	97,990.00
	2. 中学校費	(1) 生徒数	1人につき	601.70	890.00	817.00	822.00	959.00	965.00	908.00	910.00
		(2) 学級数	1学級につき	25,930.00	27,000.00	27,200.00	27,410.00	31,957.60	32,170.00	30,259.00	30,346.00
		(3) 学校数	1校につき	256,000.00	121,000.00	108,700.00	113,740.00	118,065.00	125,258.00	134,865.00	137,590.00
	3. 高等学校費	(1) 生徒数	1人につき	4,367.00	4,419.00	500.00	5,489.00	6,808.00	7,368.00	8,473.00	9,107.00
4. その他の教育費	人口	1人につき	60.06	46.70	43.90	47.88	57.79	65.57	76.89	78.82	
四 厚生労働費	1. 社会福祉費	(1) 人口	1人につき	31.09	23.50	30.65	33.47	37.36	40.50	122.22	125.10
		(2) 児童福祉施設入所者数	1人につき	7,756.00	7,936.00	8,468.00	8,946.00	11,027.00	11,552.00	—	—
		(3) 被生活保護者数	1人につき	953.40	1,048.00	2,651.00	2,651.00	2,981.00	2,981.00	—	—
	2. 衛生費	(1) 人口	1人につき	68.71	68.00	79.00	83.00	97.00	98.35	103.89	107.44
		(2) 食品関係業者数	1人につき	156.70	700.00	500.00	592.00	—	—	—	—
		(3) 小児養護所病床数	1床につき	10,220.00	18,840.00	—	—	—	—	—	—
		(4) 性病患者届出数	1人につき	—	558.00	661.00	661.00	—	—	—	—
		(5) 保健所数	1所につき	—	3,157,000.00	3,594.00	3,883,000.00	5,181,000.00	5,686,000.00	—	—
	3. 労働費	(1) 工場事業場数	1事業所につき	260.90	393.00	394.00	394.00	—	—	—	—
		(2) 工場事業場労働者数	1人につき	9.92	6.10	9.00	9.00	—	—	—	—
(3) 失業者数		1人につき	—	—	—	—	3,250.00	3,286.00	3,730.00	3,910.00	
五 産業経済費	人口	1人につき	75.24	75.00	75.00	80.00	110.00	116.00	127.88	130.32	
六 震災復旧費	被災地の面積	1坪につき	3.21	2.30	7.07	7.07	7.00	7.00	7.00	7.00	
七 その他の行政費	1. 徴税費	(1) 税額	1円につき	0.034	0.034	0.034	0.037	0.08761	0.09502	0.09502	0.09502
		(2) 納税義務者数	1人につき	56.72	36.70	45.26	49.55	—	—	—	—
	2. 戸籍事務費	(1) 本籍人口	1人につき	15.18	12.50	12.50	14.37	14.42	11.61	12.96	13.83
(2) 世帯数		1世帯につき	—	—	—	—	—	63.11	54.80	57.22	
3. その他の諸費	人口	1人につき	326.80	360.00	248.67	293.80	332.90	358.58	398.56	408.73	
八 公債費	災害復旧債元利償還金	1円につき	1.00	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	

(出所) 自治省財政局編 [1969] 212~215頁参照。

ていた。補正係数を設けた理由については、当時第2次地方財政委員会事務局事務官であった山下勝他が述べたように、「地方団体について、それぞれの測定単位の数値と経費の額との間に一定の比例関係が生ずるならば、測定単位の数値はその儘用いて差支えない。しかし一般にこのような単純な比例関係を生ずる経費は少々、経費の性質や当該地方団体の置かれている種々の条件等によつて、或いは割高になつたり或いは割安になつたりする。そこでそれらの原因をさぐりその度合を一定の係数に捉え、測定単位の数値と経費の額との間に比例関係を探り得る

ように、測定単位の数値に補正を加える必要が生じて来る⁽³²⁾」からであると述べている。

また、当時の状況について立田は、「地方行政単位の分類又は地方団体の種類について、シャープ勧告は、地方配付税の例を引用しながらいくつかの類型を示し、さらに人口段階による細分化もあり得るとしている。立案過程で、G・H・Q.との交渉の際、都道府県、大都市、市、町村の一案を打診したところ理解が得られなかった。むしろ、シャープ勧告で示唆している人口段階による区分を逆に意見されたが、段階前後の不公平さを理由にわが方は断った経緯が

(32) 山下他 [1950] 23頁。

ある。その結果、都道府県と市町村の2種類となったのである。ここで注意をしなければならないのは、単位費用を補正するという方式を考えたことである。各行政項目の測定単位の数値の多少によって単位費用が異なるのを、単位費用を一定にするため、測定単位の数値を補正することによって、結果的に同一効果をねらったものである。シャープ勧告では、標準費用（ここでの単位費用）は1つという想定であるが、補正という考え方はなかった。このようなことがあって、シャープ勧告は、地方行政単位の細分化を示したものと思うが、立案過程で結果的に補正方式についてG・H・Q.と合意を得たのである⁽³³⁾と述べている。

これらを踏まえると、平衡交付金制度は、シャープ勧告で大枠が規定されたが、詳細については、日本の官僚機構、すなわち、当時の地方自治庁財政部で法の立案にあたった立田や山本晴男⁽³⁴⁾の他、当時の第1次地方財政委員会事務局長で、後に地方自治庁財務部長、第2次地方財政委員会事務局長等を歴任した荻田保、当時の第1次地方財政委員会事務局企画課長で、後に地方自治庁財政課長、第2次地方財政委員会事務局財務課長、自治省財務局長、同事務次官等を歴任した奥野誠亮らによって考案されたといってもよいであろう。

この点については、荻田が、「平衡交付金については、勧告はおおざっぱにしか言っていませんから、細かいことは、むしろこっちで作ったようなものです。自慢になりますが、配付税以来、十年の経験がありますから、具体的な知識は、こっちの方が遙かに上です⁽³⁵⁾」と述べていることや、奥野が座談会で、「私たちは基準財政需要額として客観的に算出する。基準財政収入額としてこれも客観的に算出す

る。そこから差引きして財源不足額をはじき出すことにした。これは私はシャープさんの勧告を超えて我々が成功させたのではないかなと思っています⁽³⁶⁾」と述べていることから明らかであろう。

そして、これら構想の前提となったのが、当時、地方自治庁総務課長で、後に第2次地方財政委員会税務部府県税課長、自治省財務局長、同事務次官等を歴任した柴田護が、後の座談会で語った配付税率を半減させた1949年度当時の「基準財政需要額に近いような形で配付税の配分を考えていこうという案⁽³⁷⁾」だったとされる。

補正係数については、「地方団体の経費に差等をもたらしている事情は、主観的なもの、客観的なもの、自然的なもの、文化的なもの等極めて広汎多岐に亘っており、補正事由としてこれらのすべてを網羅することは不可能である。先ず交付金の算定事務が複雑になり、技術的に一定の限界を設ける必要がある。次に仮にこれが可能であつても、交付金の算定上の他の要素と同じように交付金制度と地方自治との調和乃至は地方財政の健全性の確保というような観点から補正事由の選択に一定の制扼を蒙る。このため、補正事由は地方経費を決定している諸条件のうち(1)その事由が客観的に明確であり恣意や作為の介入の余地のないものであること、(2)その事由は普遍的であり、且つ重要なものであること。の2原則に則つて選択されなくてはならない⁽³⁸⁾」とされている。

このような制扼の中で、決定された補正事由は、大別して2つに分類される。「その1つは、測定単位決定の技術的な必要に基づくものである。即ち、高等学校費や徴税費を、生徒数や税収入の額で測定しようとする場合、各課程別の生徒数、各税目ごと

(33) 立田は、地方団体の分類について反対したのは、総司令部経済科学局のエターであったと述べている。エターは、簡素化のため市町村を1区分とするよう指摘したようである。また、立田は補正について更に、「事業費補正など、そのときどきの必要に応じて種々の補正が作られたわけですが、もしも役目を終えたというのであれば、廃止すればいいわけです」と現在問題となっている補正係数に関する意見を述べている。立田 [1993] 76頁、同 [1999] 21頁及び同 [2005] 18頁。

(34) 山本は、立田と同様、第2次地方財政委員会財務課では、平衡交付金の運営を担当。その後も自治庁財政課事務官、自治庁長官官房調査官等を歴任した人物。

(35) 荻田 [1984] 210頁。

(36) 荻田他 [1999] 49頁。

(37) 柴田他 [1984] 84～85頁。

(38) 地方財務協会編 [1953] 50頁。

の税収入で、それぞれの単位費用は異なるのであるから、それぞれの測定単位は各課程別の生徒数、各税目ごとの収入額を測定単位としなければならない。しかし乍ら、これを測定単位にすると算定事務が複雑になるので、これを回避するために、これらを含む『高等学校の生徒数』『府県税の税額』といったものを測定単位とし、これをそのまま用いることによる測定上の不合理を除去するための補正である⁽³⁹⁾。」これが種別補正（面積、河川の延長、学校数、生徒数、税額、その他測定単位の基礎をなすものの種別による補正係数）である（法本則第13条第1項）。

もう1つが、「地方経費の決定に等差をもたらしている要因によるものであり、次の4種」である⁽⁴⁰⁾。①段階補正（人口等測定単位の数値の多少の段階による補正係数）、②密度補正（人口密度による補正係数）、③態容補正（測定単位の数値の帰属する市町村の規模による補正係数）、④寒冷補正（寒冷度及び積雪度による補正係数）である（法本則第13条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号）。

これら4つの補正係数について補足する。①段階補正についてである。「他の諸条件が同一であれば数値の増加に応じて単位当りの経費が割安になることは一般的にいわれていることである（いわゆる規模の経済）。これは地方自治体が自治体である以上団体の規模如何に拘らず一定の組織をもつ必要があるし、又同一水準の行政を行おうとすれば、規模の如何により能率、非能率の差があり得るわけであつて、この一般的に成り立つ命題を補正事由とするものであ⁽⁴¹⁾」る。

②密度補正についてである。「他の諸条件が同一であれば、人口密度が稀薄になるにつれて、交通その他の関係で、行政施設費が割高になるため、単位当り費用が逡増するのが一般である。これと同様な趣旨で、自動車1台当りの道路の延長、工場事業場1所当りの工業事業場労働者数、納税義務者又は特

別徴収義務者1人当りの税額等の差は、交通量、労働行政の機会、徴税事務の分量等の関係で、財政需要は必ずしも、測定単位の数値に比例せず、或いは逡増し或いは逡減する。このような事由を一括⁽⁴²⁾」して補正するものである。

③態容補正についてである。「地方財政の財政需要は、市町村の態容により同一の行政でもこれに要する経費の所要額に差があるのが一般である。即ち、(イ)社会経済の発展に伴い人口及び経済力が都市に集中することは一般の趨勢である。この一般の趨勢は、都市の地域における税源の増加をもたらす反面必要已むを得ない財政需要の増嵩を必至とする。これは、人類の生活の集団化に伴い、その日常生活の安全のためや、資本制社会の内在的矛盾の増大に伴う社会問題の深刻化を緩和する等のため、都市化の程度により、特に高度の質と量との行政を必然とし、又この行政に従事する職員はその地域の生活費の程度、民間給与の状況に影響されより高い給与を支給する必要があるし、又その職員の構成はより高い学識、経験、技能を必要とするものがあるからである。(ロ)行政事務分配の一般原則により、その規模と能力とにより各種行政の機能の帰属は制度的に団体により差異があり、地域により行政の主体を異にするものがある。このような行政の質及び量の差及び行政機能の差により府県間又は市町村間に生ずべき財政需要の必然の差はこれを適正に測定して、交付金の算定を行うことが地方財政の真の均等化を図る所以である⁽⁴³⁾。」これらを補正するものである。

④寒冷補正についてである。「寒冷多雪地帯における財政需要には温湿無雪地のそれに比し特別の財政需要が存する。即ち、(イ)寒冷地帯の地方職員に対しては、国家公務員の例に準じ、寒冷の程度により寒冷地手当又は石炭手当が支給される。(ロ)寒冷地帯の行政費は、暖房施設費、燃料費及び建築費が割高になる。(ハ)多雪地帯においては、除雪費、雪囲費の如き特別の財政需要があるほか、光熱費、建

(39) 地方財務協会編 [1953] 50頁。

(40) 地方財務協会編 [1953] 50頁。

(41) 地方財務協会編 [1953] 50～51頁。

(42) 地方財務協会編 [1953] 51頁。

(43) 地方財務協会編 [1953] 51～52頁。

築費が割高となる。このような寒冷地積雪による特別の財政需要は、当然当該需要に加算されなくてはならない⁽⁴⁴⁾。」これらを補正するものである。

これら補正係数は、行政費目ごとにどれを使用するかが決められている。使用しない場合もあれば、複数（最大4つ）を使用する場合もある。【表1-1】、【表1-2】をみれば、どの行政費目に何がいくつ使用されているかを確認することができる。

測定単位や補正係数については、項目のみ法本則第12条及び第13条で規定し、それぞれの具体的な数値等の算定方法については、規則で定めることとされている。単位費用の数値は、法において規定されることになっているのに対し、測定単位や補正係数は項目のみ法で定め、数値等の算定方法は、規則で規定することについては、単位費用が、測定単位や補正係数以上に、重要かつ議論や問題になりやすいと認識されていたからであるといえよう。なお、測定単位の数値の算定方法、補正係数、基準財政収入額の算定方法が、法定化されるのは、1954年度の地方交付税制度になってからである⁽⁴⁵⁾。

2. 基準財政収入額

一方、基準財政収入額は、法定普通税以外の収入である法定外普通税、目的税、国庫補助金、国庫負担金、使用料、手数料等については、「地方団体間においてその内容、程度は千差万態であり、同じ地方団体であつても年度によつて収入の連続性及び安定性も多岐多様で（中略）万余の地方団体について

一定の基準に基いて客観的に測定することは交付技術上殆ど不可能に近い⁽⁴⁶⁾」ことや、「地方財政に弾力を残し、かたがた地方団体の徴税意欲の減退を防止するため⁽⁴⁷⁾」、更には、「地方団体の財政需要を的確に捕捉することには、技術上限界があるので、その調整弁として、収入の測定にも弾力性を認めるため⁽⁴⁸⁾」に、地方団体の法定普通税（法本則第15条第1項）の標準税率の70%を乗じた額（法第15条第2項）とされた。これに伴って、「基準財政需要額の算定に用いる単位費用を算定する場合において、標準団体又は標準的施設について予算を積算するとき、当該経費の歳出に見合う法定普通税以外の収入は控除して算定している訳である⁽⁴⁹⁾。」

標準税率の70%とした理由について、国会の委員会の答弁で、当時地方自治庁財政部財政課長であった奥野は、「財政需要といたしまして、どの程度のものを保証することになるかと申しますと、財政需要として測定いたしまして、参りますものは、税収入でまかなわれるものと、それから地方財政平衡交付金でまかなわれるもの、この2つに限つておるわけでありまして。使用料とか手数料とか、あるいは地方債とか、あるいは寄付金というものを除いて計算するわけでありまして。そうすると地方税収入1,908億円の7割の額、それから特別交付金は一応除外されますから、（初年度平衡交付金の総額）1,050億円の9割の額（普通交付金）を合計いたしますと、税収入と交付金の総額の約8割に当るわけでありまして。従いまして全地方団体を通じまして、標準の8

(44) 地方財務協会編 [1953] 52頁。

(45) これにより、「交付金の算定が変動するということがなくなるものと期待されている」のである。地方財務協会編 [1953] 87頁。

(46) 地方財務協会編 [1953] 109頁。

(47) 地方自治庁政務次官であった小野哲の委員会での答弁。また、奥野も答弁で、「財政収入を全額捕捉して参るといふことになりまして、各地方団体は税収入を上げれば上げただけ、平衡交付金の交付額は減少してくるといふ結果になるわけでありまして。これでは徴税意欲が減退するばかりでございます」と述べている。『第7回国会衆議院地方行政委員会大蔵委員会文部委員会連合審査会議録第1号』 [1950] 6頁及び『第7回国会衆議院地方行政委員会議録第31号』 [1950] 8頁。

(48) 藤田の見解。この点について立田も、「私たちは、当時から、財政を、財源を均衡化させるためには100%標準税率で計算しないといけないことは分かっていた。しかし、それをやると、基準財政需要額の方も100%確保、すなわち標準財政需要額にしないといけない。しかし、率直にいつて今の技術で100%になる需要額を算定することはできないので、財源的に余裕を残して、計算外のものも残していかないと地方自治との調和がはかれない、ということを考えまして70%（基準税率）にした」と述べている。藤田 [1959 a] 86～87頁及び立田 [2004] 259頁。

(49) 地方財務協会編 [1953] 109頁。

割まで確保されるということであれば、まずいいのではないかということとにらみ合せまして、この7割という額を決めたわけであります⁽⁵⁰⁾」と述べている。

また、基準財政収入額の測定について、同様に奥野は、「現実に各地方団体が収入いたしました額を基礎とするのではございませんで、客観的に見まして、収入し、得べき額というものを計算いたしたいと考えておるわけでございます。さらに具体的に申しますと、町村民税であります、国の所得税額というものはきまつておると思いますので、国の所得税額に18%を乗じまして、その7割の額というものを町村民税の所得割の額についての基準財政収入額というふうに考えて行きたい⁽⁵¹⁾」と語っている。

3. 第2次地方財政委員会

平衡交付金の総額の見積もりや、各地方団体への交付金の額の決定等（法本則第4条第1号及び第2号）、平衡交付金を管理運営する機関として、新たに第2次地方財政委員会が1950年5月30日に設置された。地方財政委員会を設置する理由について、シャープ使節団の一員及び総司令部関係官は、非公式にはあるが、「地方自治庁は、国務大臣を長官としているから、国の一方的な意志が、その施策に強く反映しすぎ、地方自治団体の利益が不当に抑制される結果となっているから地方自治を主管する官庁としては適当ではない。（それに代わる地方財政委員会）政府に対する強度の独立性を有たしめなければならない⁽⁵²⁾」と述べている。第2次地方財政委員会は、知事会会長、市長会会長、町村長会会長の各1名と内閣総理大臣が指名した2名の計5名からなる⁽⁵³⁾独立行政機関である。

配分方法について、第2次地方財政委員会は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、国の

予算に対し、衡平にその超過額を補填することができるようにならなければならない（法本則第3条第3項）、また、各地方団体に交付すべき交付金の額を、特別な事由がある場合を除いて、遅くとも毎年8月31日までに決定しなければならない（法本則第10条第3項）と規定されていた。これは、「地方団体の歳入の見通しを早くつけ財政運営上支障がないようにするためである⁽⁵⁴⁾。」

更に、交付金の総額の見積もり及び地方団体に交付すべき交付金の額の算定に必要な資料を収集し、及び整備することや収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付金制度の運用について改善を図ること（法本則第4条第7号及び第8号）や、法を実施するために必要な規則を制定すること等も規定されていたのである（地方財政委員会設置法第11条）。

この規則制定権について、柴田は、「その所掌事務について、法律若しくは政令の規定を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、地方財政委員会規則を制定することが出来、単純な施行細則的なものの外に、特に委任のある場合においては、政令事項についても規則を制定する権限を有するのである。地方公共団体のみに関することについては、総理府令を排除して、独立的機関たる地方財政委員会規則の専属としたのである⁽⁵⁵⁾」と述べている。

各地方団体の交付金の額は、毎年度4月1日現在により算定することとなっている（法本則第8条）。また、道府県に対する交付金は、毎年度5月、7月、11月、1月に、市町村に対する交付金は、毎年度5月、8月、12月、2月に、それぞれ各1/4に相当する額を交付することになっている（法本則第16条）。

一方、交付金算定に関する資料について、法本則

(50) 『第7回国会衆議院地方行政委員会議録第31号』 [1950] 8頁。

(51) 『第7回国会衆議院地方行政委員会議録第31号』 [1950] 8頁。

(52) 自治省自治大学校長編 [1975] 333頁。

(53) また、委員会は、「一般平衡交付金を配付するについて必要となる地方団体の財政需要と財政力の標準を定めるに必要な研究を行うべき」、「地方財政に関する一連の資料を蒐集すべき」であるとしている。『シャープ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 20頁。

(54) 立田 [1950] 1頁。

(55) 柴田 [1950 b] 42頁。

第5条第1項、第2項及び第3項で、市町村長には、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、その他必要な資料を都道府県に提出する義務を、また、都道府県知事には、市町村長が提出した資料を審査し、意見をつけ、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、その他必要な資料とともに、地方財政委員会に送付する義務がそれぞれ課されていた。市町村の資料は、まず、都道府県知事に提出させ、都道府県知事が、それを審査して送付させるのは、「都道府県はまだしも1万有余の市町村について、地方財政委員会が一々審査出来ないため⁽⁵⁶⁾」である。最終的には、提出又は送付された資料を参考にして、翌年度における交付金の総額を算定し、これを国の予算に計上するように内閣に勧告するよう、第2次地方財政委員会にも義務が課せられていたのである。

4. 平衡交付金の算定方式と機能

平衡交付金の機能については、これまでと異なり、法本則第1条の目的に、「地方団体の財源の均衡を図り、地方行政の計画的な運営を保障すること」を目的としていること、すなわち財政調整機能と財源保障機能についての規定が述べられている。

算定方式については、これまでの制度のような収入格差調整（逆比例）方式や需要比例方式を併用するのではなく、普通交付金は、毎年度各地方団体が提出する資料に基き、すべての地方団体の財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額を超える場合の当該超過額（財源不足額）を補填する（法本則第3条第1項）歳入歳出差額補填方式を採用し、毎年度分として交付される交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額を超えると認められる地方団体の当該超過額（財源不足額）の合算額を基礎として定めるとされたこと（法本則第6条）並びに基準財政需要額につ

いて、行政費目ごとに測定単位を設け、ミクロ的に下からの積み上げ方式で算定されるようになったこと、すなわち、新たな事務を地方団体に課す場合、当該経費を基準財政需要額の単位費用に織り込むことによって、どの地方団体も当該経費を確保し、当該事務を遂行し、あるべき地方行政の水準を実現することが可能になったことになった⁽⁵⁷⁾。

これにより機能は、厳密には、これまでの財政調整機能や総額の財源保障機能（マクロ：全地方団体の財源不足額の保障）に加え、新たに総額の財源保障機能（ミクロ：個別の地方団体の財源不足額の保障）や個別の財源保障機能（各行政費目のナショナル・ミニマムの実現）も働くことになったといえよう。

これについては、立田も、「平衡交付金は、財政調整と財源保障の両方の機能を持つ財政調整制度であるという重要な使命を持っています。（中略）各省庁は、補助金を整理して平衡交付金にするのはいけれど、その行政がちゃんと確保しておいてできるという保証があるのかどうか。ということなんです。それで、実は財政調整と財源保障が今回の平衡交付金の主体となっている。財政調整っていうのは昔から財政調整論があって、町村財政補給金以来、配付税、分与税は財政調整を基本としている。平衡交付金は、プラス財源保障。財源保障っていうのは何かっていうと、一定の行政水準を確保することと地方自治とを調和するために、当然基準財政需要額でそれを保障しようという趣旨なんです⁽⁵⁸⁾」と述べ、平衡交付金には、個別の財源保障機能が備わっていることを暗に認めている。

ただし、両者の機能は、東京都などの収入超過団体（不交付団体）の当該超過部分を徴収していないことや、配分方法において按分方法が採用されていることが規定されていることがある以上、可能な限りにおいてであり、完全なものではないことに留意

(56) 立田 [1950] 1頁。

(57) 立田は、「実は、地方財政平衡交付金法の当初の案においては、行政水準の確保とわざわざ条文に入れたわけですが、入れてそれについて各省不服がある場合は、今でいう総務大臣に申し出て是正措置を講ずる規定まで入れたわけですが。（中略）ESS（経済科学局）の方から、『そんなものは削りなさい。』という話もあって、落とした経緯があります」と述べている。立田 [2004] 258頁。

(58) 立田 [2004] 258頁。

しておく必要があるだろう。

II 各年度の実際の配分方法

1. 1950年度の配分方法

1950年度は初年度ということもあり、まず、単位費用の数値等を正確に算定することは困難であること⁽⁵⁹⁾等を理由に、総額が下からの積み上げ方式ではなく、政府の地方財政計画で見積もられた1,050億円が、国の予算に計上され、異例の法の制定前の4月3日に国会で成立した。

初年度の各地方団体への普通交付金の交付については、法の公布、施行が遅れることを見込んで、地方団体の運営に支障がないように、4月27日に、「地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法」が制定され、法が制定施行されるまでの間の暫定措置として、4月中において、道府県及び市町村に対して、平衡交付金の一部、具体的には、道府県には119億円が、市町村には81億円が、概算交付された（第1条）。交付金額の算定に関しては、道府県にあつては、1949年度に当該道府県が受けた地方配付税の額（第5種配付額を除く。）並びに国庫負担金及び国庫補助金（内閣総理大臣が定める種類に限る。）の合算額を、市町村にあつては、1949年度に当該市町村が受けた地方配付税の額（特別配付税を除く。）が基準とされたのである（第5条）。

法については、5月30日に公布、当日から施行され、1950年4月1日から適用することとされた。そのため、当該年度の基準財政需要額の算定で用いる測定単位ごとの単位費用の数値については、厳密な算定ができず、1949年度の実績を分析の上⁽⁶⁰⁾、当該年度の地方財政計画における標準税率（税込見込額）の70%とした基準財政収入額と普通交付金の合計を基準財政需要額とし、これを基礎として、補正後の測定単位で除して求めるという便宜的な方法で算定されることとなった。それゆえ、初年度で経過期間ということもあつて、法定化されず、【表1-3】、【表1-4】のように、法附則第7項に、昭

和25（1950）年度に限り（後に1951年度にも適用）、第14条第1項（単位費用の規定）中の「この法律」とあるのは「規則」と読み替えるものとするという規定を設けて対応したのである。

当該年度について、奥野は、「昭和25（1950）年度においては、地方財政平衡交付金制度を初めて実施したのであり、それだけに各団体への交付金額の決定は遅れざるを得なかつたのであるが、その上新地方税法の成立までも遅延し、その間の地方財政の収入不足を緩和するため、概算で多額の地方財政平衡交付金を前渡ししなければならなかつた。新税法が成立すれば相当税収入が増加すると思われる団体に対しても、前年の財政実績を基礎として交付金を前渡せざるを得ない状態であつたので、最後に平衡交付金の交付金額を決定したときには、概算交付した交付金の返還を必要とする団体が続出したのである。その上、個々の団体間にも財政事情に相当の変化を来し、地方財政平衡化方式採用の結果は、従前財政運営の比較的楽であつた団体が却つて苦しくなつてきたりしたのである。従つて、概算で前渡された団体や財政事情が前年に較べて悪くなつてきた団体などについては、その激変を緩和するため差当り特別な配慮が払われなければならなかつたので、昭和25年度の特別交付金は、かなり歪められた配分方式を採らざるを得なかつたといふことができる⁽⁶¹⁾」と述べている。

法の施行後間もないこともあつて、6月16日には、新たに設置された第2次地方財政委員会より、「地方財政平衡交付金の交付時期等の特例に関する規則」（規則第2号）が発せられ、1950年度分の平衡交付金に限り、法にかかわらず、規則の定めるところにより、6月において、道府県には109億8,500万円が、市町村には90億1,500万円が、概算交付されることとなった（第1条、第2条）。

7月4日には、更に「昭和25（1950）年度分の地方財政平衡交付金の交付時期等の特例に関する規則」（規則第3号）が出され、当該年度分に限り、7月において、道府県には128億円が、市町村には90億

(59) 本多市郎地方自治庁長官の答弁。『第7回国会衆議院地方行政委員会議録第32号』[1950] 6頁。

(60) 自治庁財政課編 [1953] 19頁。

(61) 奥野 [1951 a] 2頁。

円が、概算交付された（第1条、第2条）。

9月14日になると、第2次地方財政委員会は、「地方団体に交付すべき昭和25（1950）年度分の地方財政平衡交付金の仮決定額の算定に関する規則」（規則第6号）を発し、各地方団体の首長に対し、第2次地方財政委員会の規定する基準財政需要額（測定単位、補正係数、単位費用）及び基準財政収入額の算定様式に倣って、当該地方団体の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料を作製し、9月15日までに、都道府県知事は地方財政委員会に、市町村長は都道府県知事に提出し、更に都道府県知事は、9月20日までに、市町村の資料を審査し、意見をつけて地方財政委員会に提出するよう通達した（第2条第1項、第2項及び第3項）。

規則第6号には、それ以外にも第3条第2項で、「基準財政需要額を算定する場合において、その用いる測定単位の数値は、（規則第6号）第6条の規定によつて算定し、補正係数は交付金の仮決定額の算定のためそれぞれの地方団体に適用されるものを用い、単位費用及びあん分率は交付金の仮決定額に用いたものとする」と規定されていた（【表1-3】及び【表1-4】参照）。

更に、第4条にも、厚生労働費の社会福祉費、衛生費の測定単位として、法では人口及び児童福祉施設入所者数が、人口及び食品関係営業者数がそれぞれ規定されていたが、1950年度に限り、【表1-1】、【表1-2】、【表1-3】及び【表1-4】のように、これらの他に被生活保護者数及び一時保護所入所者定員数、結核患者数、法定伝染病患者数、性病患者届出数、精神病院病床数、保健所数及び小児保養所病床数を測定単位として用いると規定され、「これらにかかる国の補助金または負担金に伴う地方負担分の適実測定を行うことと⁽⁶²⁾」されたのである。

第2次地方財政委員会は、当該資料（規則第5条により人口については1948年8月1日現在における常住人口調査による人口）をもとに、11月4日、「地方団体に交付すべき昭和25（1950）年度分の地

方財政平衡交付金の額の交付時期等の特例に関する規則」（規則第7号）を発して、9月14日の規則第6号に基づいて算定した財源不足額を、当該年度の各地方団体の平衡交付金の額として仮決定し、当該地方団体に対し、当該年度の11月と12月に概算交付を行った。

なお、当該年度は、台風災害の頻発や公務員の給与改訂等により、補正予算による追加額が35億円あったため、最終的には、第2次地方財政委員会は、1951年3月31日に、「各地方団体に交付すべき昭和25（1950）年度分の地方財政平衡交付金の交付時期等の特例に関する規則」（規則第3号）を発して、第2次給与改訂による給与費等の増加や物価騰貴による物件費の増加、その他政府施策の増加等があり、補正による平衡交付金の追加額が100億円あったこともあり、各地方団体に対し交付すべき1950年度分の平衡交付金の額から当該地方団体に対し、既に概算交付した額を控除した額を、法にかかわらず、1951年2月から4月までの間において当該地方団体に対し交付すると通達した（第1条）。

その際、第2条には、「既に概算交付した額が交付すべき交付額をこえる地方団体は、その超過額を委員会の定めるところによって、速やかに返還しなければならない」と規定されていた。

同日、これとは別に、「各地方団体に交付すべき昭和25（1950）年度分の地方財政平衡交付金の算定に関する規則」（規則第4号）が出され、【表1-3】及び【表1-4】のように測定単位ごとの単位費用（第11条）等が改正された他、改めて算定に関する資料等の提出方法や算定方法等が各条文で示されたのである。

当該年度の交付団体、不交付団体数は、【表2-1】のとおりで、都道府県46団体中2団体が、大都市6団体中3団体が、都市238団体中22団体が、町村10,171団体中395団体が不交付団体となっている。また、前年度と比べて、当該年度の赤字団体数は、都道府県が2団体から4団体に、大都市が2団体から3団体に、都市が26団体から84団体に、町村が

(62) 岡野清豪地方自治庁長官は、国会の委員会で「これらの経費にかかる国の補助金または負担金と関係上、特に必要がある場合においては、（中略）規則で特例を設けることができることになってお」と説明している。『第10回国会衆議院地方行政委員会議録第23号』〔1951〕2頁。

表 2 - 1 交付・不交付団体の推移

	1950年度			1951年度			1952年度			1953年度			
	交 付	不交付	合 計	交 付	不交付	合 計	交 付	不交付	合 計	交 付	不交付	合 計	
道府県分	44	2	46	44	2	46	44	2	46	43	3	46	
市町村分	大都市	3	3	6	4	2	6	5	1	6	5	1	6
	都 市	216	22	238	220	41	261	219	57	276	232	46	278
	町 村	9,776	395	10,171	9,363	489	9,852	9,139	573	9,712	9,222	434	9,656
	小 計	9,995	420	10,415	9,587	532	10,119	9,363	631	9,994	9,459	481	9,940
合 計	10,039	422	10,461	9,631	534	10,165	9,407	633	10,040	9,502	484	9,986	

(出所) 自治省財政局編 [1969] 194頁参照。

129団体から258団体に、当該年度の赤字額は総額で、10億6,800円から50億9,300万円にいずれも増加した。赤字団体数と赤字額が増えたのは、第2次地方財政委員会が必要であるとして求めた平衡交付金の総額が確保できなかったことが要因である。

2. 1951年度の配分方法

1951年度の平衡交付金の総額については、地方財政委員会が、1,209億7,500万円にするよう勧告した⁽⁶³⁾のであるが、政府は、大蔵省案1,100億円で予算を編成し、最終的には、第2次地方財政委員会の勧告は受け入れられず、政府案で1951年3月28日に成立をみた。

各地方団体への交付金の額については、4月2日に第2次地方財政委員会より、「各地方団体に対し概算交付すべき昭和26(1951)年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則」(規則第6号)が発せられ、4月中において、当該年度の平衡交付金のうち247億5,000万円を地方団体に概算交付する(第1条)こととされ、道府県に対しては、1950年度の当該道府県に対する交付金の額(特別交付金を除く。)に1951年度分の交付金の総額の1950年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の4分の1に相当する額以内が、市町村に対しては、1950年度の当該市町村に対する交付金の額(特別交付金を除く。)に1951年度分の交付金の総額の1950年度

分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額以内が、それぞれ交付された(第2条第1項及び第2項)。道府県については、その後6月にも同様の規則が出された。

1951年度は、4月5日に、早くも法改正が行われた。その配分方法に関する主たるものは、法附則第7項(法律で定める単位費用を規則で規定)、第9項(厚生労働費の各費目の測定単位の追加規定)及び第15項(地方財政法の一部の適用除外規定)中「昭和25(1950)年度」の下に「及び昭和26年度」を加えるとされたことである。

改正について、岡野清豪地方自治庁長官は、国会の委員会で「単位費用は、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合における各測定単位の単位費用を基礎として、法律でこれを定めることになっているのでありますが、このようないわゆる標準的単位費用につきましては、現在なお研究の段階にありますし、かつ国、地方公共団体相互間の行政事務の再配分も、いまだ確定していない状態にありますので、さしあたり、昭和26(1951)年度においても、(中略)規則で定めることといたしております。(中略)厚生労働費にかかる測定単位は、昭和26年度においても、(中略)(前年度から継続して)規則で特例が設けることができることとあります。(中略)現在なお補助金の整理や行政事務の再配分の問題が確定して

(63) 地方財政委員会は1950年2月24日の段階で、次年度である1951年度の平衡交付金の総額を1,358億8,100万円と算定し、政府に勧告していたが、1951年1月2日政府の意見に対する回答の中で、1951年度の総額の算定の基礎に異動があったことを理由に1,209億7,500万円に修正した。なお、1950年当初は、まだ、地方団体より提出された資料はないことから、当該総額は、地方財政計画に基づき計算されていたと考えられる。「地方財政平衡交付金法第6条第2項の規定による勧告」及び「昭和26年度地方財政平衡交付金の総額に関する回答」。自治省財政局編 [1963] 198及び581~582頁。

いない状態でもあり、かたがたなお、1年間実施の状況を見た上で、この種の特例存続の適否を決定したいと考えておりますので、昭和26年度におきましても、(中略)規則で(中略)特例を設けることといたしたい⁽⁶⁴⁾と説明している。

法の規定する単位費用の場合は、それまでの実績分析ばかりでなく、「更に理論的な面も要求している。即ち標準団体における標準予算を作成してこれを基礎にして定める必要がある。これは相当の研究調査に時日を要するし、且つ、国、地方公共団体相互間の行政事務の再配分に関する具体的措置も未確定な状態にある⁽⁶⁵⁾」ため、当該年度も法定化することが見送られたのである。法定されなかった理由として、藤田も、政府が「未だ研究の段階にあること等⁽⁶⁶⁾」を挙げている。

なお、法改正については、11月29日にも行われたが、配分方法に関する改正は行われなかった。

各地方団体への交付金の額については、再び第2次地方財政委員会より、まず、7月6日に市町村に対して、「市町村に対し概算交付すべき昭和26(1951)年度の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則」(規則第10号)が発せられ、7月中において、市町村に対し、当該年度の平衡交付金のうち81億300万円を、法の規定にかかわらず、1950年度の当該市町村に対する交付金の額(特別交付金を除く。)に、1951年度分の交付金の総額の1950年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額から、4月において概算交付した額を控除した額を交付するとされた。

続いて、道府県に対しても、7月19日に、「道府県に対し概算交付すべき昭和26(1951)年度の地方財政平衡交付金の額の交付時期等の特例に関する規則」(規則第12号)が出され、7月において、道府県に対し、当該年度の平衡交付金のうち166億4,700万円を、法の規定にかかわらず、規則第4号の算定規則により算定された、基準財政需要額が基準財政収入額を超える道府県に概算交付するとされた。その額は、当該基準財政需要額に1.1089を乗じて得た

額が、規則第12号第2条第2項に定める方法により算出した基準財政収入額をこえる額から、4月及び6月に概算交付した額を控除した額に0.4518を乗じて得た額とされたのである。

10月31日には、第2次地方財政委員会より、新たに、「昭和26(1951)年10月又は11月において各地方公共団体に交付すべき昭和26年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則」(規則第17号)が発せられ、算定基準が改められた。主たるものは次のとおりである。

基準財政需要額について、①測定単位については、地方公務員の給与の改訂に伴い、増加分が加算された。②補正係数については、段階補正で道府県の商工行政費や市町村の警察費、態容補正で道府県の小中学校費、種別補正で児童福祉費や林野行政費が修正された。また、道路費の舗装について修繕費を見込んだり、社会福祉費、衛生費、農業行政費等について仮計算の際の算入漏れや算入不足を増額したりするなどの改正が行われた。③単位費用についても、【表1-3】及び【表1-4】のような改正が行われた(第10条)。

基準財政収入額については、基準税率が全体的に引き上げられたことと道府県分の法人分に係る事業税と市町村分の所得割に係る市町村民税の算定方法に関する規定が一部新たに設けられたことが主たる改正である(第8条)。

「昭和26(1951)年度分以降の単位費用は、各経費について一定の抽象的な標準団体又は標準施設を想定し、各行政項目に含まれる事務を具体的に分析し、その行政事務ごとに標準団体又は標準施設における標準予算を作成して、この標準予算額中の一般財源所要額を当該標準団体又は標準施設につき想定された測定単位の数値で除して算出している。従つてこの方法によれば、地方団体の経費の実績は、標準予算作成のための資料の1つとして考慮は払われているとしても、原則として想定された地方団体の想定された予算から単位費用は導かれているのであつて、地方団体の経費の実績とは直接関連せず、客

(64) 『第10回国会衆議院地方行政委員会議録第23号』[1951] 1～2頁。

(65) 地方財務協会編[1951] 184頁。

(66) 岡野地方自治庁長官の説明。『第10回国会衆議院地方行政委員会議録第23号』[1951] 2頁。

観的な基礎から算出されているということが出来る⁽⁶⁷⁾。」

山本は、当該年度の単位費用は、「前年度に用いた単位費用に全面的な再検討を加え、新たに各行政項目につき、それぞれの事務の細目ごとの事務内容及び分量を定め、これに必要な行政費を算定し、その行政に附帯する特定収入を控除したものを基礎として決定した⁽⁶⁸⁾」と述べている。立田は、「単位費用の算定が、昨年度と変り、全く下からの積上げ式即ち標準予算を標準団体又は標準規模について作成の上行われた⁽⁶⁹⁾」と述べている。

また、立田が、単位費用の算定について、「地方団体が行っている事務について、甲、乙、丙のウエイトをつけ、甲は法令の根拠に基いて義務的に行っているもの、乙は法令はなくても、事実上普遍的に行っており、結果として義務づけられたと同じようなもの、丙は然らざるもの、すなわち地方団体の任意性の強いものに分けて経費を算定している。ここに交付金制度の1つの目的である地方行政の計画的な運営の志向がなされている。交付金制度という合理的な、かつ、妥当な水準の行政とは、換言すれば、最少の規模の行政ともいえるものであつて、行ふべき事務の多い割合に、地方財源は必ずしも豊富潤沢には一般にない地方団体の実状に鑑みて、教育費厚生労働費のような、割に弾力性のない経費は、可及的によく算定しているのも致し方ないことであろう⁽⁷⁰⁾」と観念していることからわかるように、第2次地方財政委員会も、大蔵省と同様の考え方で、単位費用の算定を行っていたことは明らかである。

決定された単位費用は、当該年度の平衡交付金の総額算定には使用されなかったが、これにより建前では、ミクロ的な下からの積み上げ方式による総額算定が可能になったといえよう。

12月10日になると、第2次地方財政委員会より、市町村に対して再び、「市町村に対し概算交付すべき昭和26年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則」（規則第20号）が出され、市町村に対

して、12月中において、規則第17号に基づいて算定された1951年度分の平衡交付金のうち、58億9,383万4,000円が概算交付された。

その翌月の1952年1月31日には、更に、地方団体に対して、「地方団体に対し交付すべき昭和26年度分の地方財政平衡交付金の額の交付時期等の特例に関する規定」（規則第2号）が発せられ、1951年度分の平衡交付金の額（特別交付金の額を除く。）から、既に概算交付した額を控除した額以内の額が、法の規定にかかわらず、1952年1月に当該地方団体に対して交付されたのである。

当該年度は、第2次給与改訂による給与費等の増加や物価騰貴による物件費の増加、その他政府施策の増加等があり、補正による平衡交付金の追加額が100億円あったこともあり、1952年3月29日に第2次地方財政委員会より、「各地方団体に交付すべき昭和26（1951）年度分の地方財政平衡交付金の額の算定に関する規則」（規則第3号）が出され、各地方団体に対して交付すべき1951年度分の平衡交付金の額は、この規則の定めるところによって算定し（第1条）、この規則は1月1日に遡って適用するとされた（附則）。それ以外にも、【表1-3】及び【表1-4】のように測定単位ごとの単位費用（第11条）等が改正されたり、改めて算定に関する資料等の提出方法や算定方法が各条文中で示されたりした。

当該年度の交付団体、不交付団体数は、【表2-1】のとおりで、都道府県46団体中2団体が、大都市6団体中2団体が、都市261団体中41団体が、町村9,852団体中489団体が不交付団体となっており、前年度よりも、都市、町村を中心に不交付団体数がわずかではあるが増加した。また、前年度と比べて、当該年度の赤字団体数は、都道府県は4団体から2団体に減少し、大都市は3団体を維持したが、都市は84団体から115団体に、町村は258団体から600団体に、当該年度の赤字額も総額で、50億9,300万円から63億4,700万円にそれぞれ増加した。赤字団体

(67) 地方財務協会編 [1953] 88頁。

(68) 山本 [1951] 51頁。

(69) 立田 [1952 a] 43頁。

(70) 立田 [1952 b] 29頁。

数について都道府県が減り、都市や町村、それに赤字額が増えたのは、第2次地方財政委員会の意見が尊重されず、前年度以上に平衡交付金の総額が確保できなかった一方で、都道府県の財源不足額については、補正予算において、ある程度平衡交付金と地方債で補填するという追加措置が採られたことが要因として挙げられる。

3. 1952年度の配分方法の改正

1952年4月28日に、サンフランシスコ講和条約及び日米安全保障条約がともに発効し、わが国は主権国家として一応独立を回復したが、1952年度予算については、予算編成時期が占領下であったため、依然として、総司令部との交渉と承諾が必要であった。1952年度の平衡交付金の総額決定については、政府の要望に対し、第2次地方財政委員会が同調する形で、1,250億円に決定されたのである⁽⁷¹⁾。

各地方団体への交付金の額については、これまでと同様、4月16日に、第2次地方財政委員会により、「地方団体に対し概算交付すべき昭和27（1952）年度分の地方財政平衡交付金の交付時期及び額の特例に関する規則」（規則第5号）が発せられ、法にかかわらず、規則の定めるところにより、4月において1952年度分の平衡交付金の一部、すなわち、1951年度分の当該地方団体に対する交付金の額（特別交付金の額を除く。）の4分の1に相当する額が、地方団体に概算交付された（第1条及び第2条）。

1952年度については、5月23日に「地方財政法」が改正され、この中で、「国が補助負担金を交付する地方の各種の補助事業の地方負担分は、平衡交付金額の算定にもちいる基準財政需要額に算入することが明定された（地方財政法第11条の2）⁽⁷²⁾。」これについて、藤田は、「この規定は、その後の平衡交付金の国庫補助金の補完的な機能を拡大する基礎

になった⁽⁷³⁾」と述べている。

これに伴って、6月3日に法も大きく改正された。主なものは次の3つである。

①特別交付金についてで、算定技術が進歩したことを受けて、平衡交付金総額の8%にまで減額し、また、千差万態の各地方団体の実情に即して、その財政需要額や財政収入額を的確に測定することには、おのずから技術的な限界があり、この欠陥を補うため、恒久の制度として存置する必要があると認められたため⁽⁷⁴⁾、前年度まで法附則であったものが、法本則第6条第3項に規定されたことである。

②測定単位についてで、1951年度までの特例が廃止され、これまでの実績を考慮した合理化、簡素化を図るために、【表1-3】及び【表1-4】のように道府県においては、社会福祉費他4費目、市町村においては警察費他5費目の廃止・変更を行い、社会福祉費中の生活保護費及び児童福祉費、衛生費中の保健所費については、測定単位として、なお検討の余地があるため、特例で存置されることになったことである⁽⁷⁵⁾。

③測定単位ごとの単位費用についてで、法定化（法本則第14条）されたことである。これに関連して、現在規則をもって定めている測定単位の数値、補正係数及び基準財政収入額の算定方法についても、単位費用法定の実効性を高め、将来制度全般の運営を円滑にするために、法定化することとし、十分な研究が遂げられるまでの過渡的な措置として、1952年度と1953年度は、これまでどおり規則で定めることとされた⁽⁷⁶⁾。

単位費用の数値が、政府案に近いとはいえ、法定化されたことで、地方団体としては、大体ではあるが、ようやく自ら基準財政需要額と基準財政収入額が算定できるようになり、結果として、配分については、地方配付税と異なり他の地方団体の数値の影

(71) 「昭和27年度地方財政平衡交付金の総額に関する件」。自治省財政局編 [1963] 1,070~1,071頁。

(72) 藤田 [1978] 47頁。

(73) 藤田 [1978] 47頁。

(74) 『第13回国会衆議院地方行政委員会議録第19号』 [1952] 8頁。

(75) 藤田は、社会福祉費の測定単位が、人口数に一本化されたことについて、「既存の施設による財政需要によらず、あるべき財政需要を算出するという考慮がはらわれたことは、平衡交付金の機能の一步前進として注目される」と述べている。『第13回国会衆議院地方行政委員会議録第19号』 [1952] 9頁及び藤田 [1978] 46~47頁。

(76) 『第13回国会衆議院地方行政委員会議録第19号』 [1952] 9頁。

響を受けないため、これらを用いて、自らその年度に交付される普通交付金の額を、年度開始前に推計できるようになったことは、配分方法上の大きな進歩であったといえよう⁽⁷⁷⁾。

当該年度は、これら以外にも、7月31日に「自治庁設置法」が成立し、地方団体の自立支援並びに平衡交付金を管理運営する機関であった第2次地方財政委員会が、フーパー委員会の報告等総司令部からの影響や行政委員会が政府から独立しているため、政府との政策的な食い違いがおきて決定等に迅速さを欠くこと⁽⁷⁸⁾や何ら効果を挙げなかったこと⁽⁷⁹⁾等を理由に、7月に地方自治庁に併合、廃止され、新たに8月に誕生する総理府の外局である自治庁内の諮問機関の地方財政審議会⁽⁸⁰⁾として再スタートすることとなった他、教職員給与及び教材費の2分の1を国が負担すること等を柱にした「義務教育費国庫負担法」も、同日7月31日に成立し、1953年4月より義務教育費国庫補助金が、平衡交付金から分離独立して交付されることになった。

義務教育費国庫負担法の成立は、平衡交付金の中で年々低下する教育財政を確立したいという文部省や全国教育委員会からの強い要望によるものであるが、これはシャープ勧告の本旨から大きく逸脱するものであり、実質これにより平衡交付金の総額が大きく減額されたため、地方団体の自由財源の幅は縮小し、更に東京都や大阪府などの平衡交付金の不交付都府県にまで定率補助金が交付されることなどもあり、地方財政における平衡交付金の地位も、平衡交付金の財政調整機能も低下することになった。当該年度から、総司令部の影響がなくなったこともあり、この年、地方自治を強化保障するために創設された平衡交付金の役割は、急激な変貌を遂げ、再び、国による地方団体の財政への統制が強まったといえ

よう。

各地方団体への交付金の額については、5月29日に、第2次地方財政委員会より、「地方団体に対し概算交付すべき昭和27（1952）年度分の地方財政平衡交付金の額の交付時期等の特例に関する規則」（規則第7号）が出され、法の規定にかかわらず、1952年度分の平衡交付金のうち281億2,500万円以内、具体的には、当該地方団体に対して交付した1951年度分の交付金（特別交付金を除く。）の額の4分の1に相当する額以内が、6月に地方団体に概算交付された（第1条及び第2条）。

また、8月13日には、第2次地方財政委員会に代わって、自治庁より、道府県に対して、「地方財政平衡交付金法第16条第1項の定める地方財政平衡交付金の交付時期ごとに交付すべき額の特例に関する総理府令」（総理府令第55号）が発せられ、法にかかわらず、この総理府令の定めるところにより、8月において、1952年度分の平衡交付金の一部、すなわち、当該道府県に対する1951年度分の普通交付金の額の4分の1の額が、道府県に対し、概算交付された（第1条及び第2条）。

更に、自治庁は、10月14日には、「地方財政平衡交付金法第16条第1項に定める地方財政平衡交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額の特例に関する総理府令」（府令76号）を出し、法の規定にかかわらず、1952年9月及び11月において、各地方団体に対し交付すべき1952年度分の平衡交付金の額として算定された交付金の額から、当該地方団体に対し、既に交付した交付金の額を控除した額以内の額を、道府県に対しては10月に、市町村に対しては11月に交付すると通達した。

これに関連して、10月25日に自治庁より、「昭和27（1952）年9月及び11月において地方団体に交付

(77) より正確に普通交付金の額を算定するのであれば、現在、規則で定められている測定単位や補正係数、基準財政収入額の算定方法についても、単位費用同様、法制化されるべきであることはいうまでもない。当該基準の法制化は1954年度の制度改正（地方交付税制度）まで待たねばならない。

(78) 野田卯一行政管理庁長官の答弁から明らかとなった。『第13回国会参議院内閣・地方行政連合委員会会議録第8号』[1952] 2及び4頁。

(79) 岡野清豪地方自治庁長官の答弁。建前は責任の明確化と行政の簡素化であった。『第13回国会参議院内閣・地方行政連合委員会会議録第8号』[1952] 5及び1頁。

(80) 藤田は「地方財政委員会とは全く性格を異にし、きわめて弱力なものである。」としている。藤田 [1959b] 234頁。

すべき昭和27年度分の地方財政平衡交付金の額の算定に関する総理府令」(府令第80号)が発せられ、9月及び11月において市町村に対し、11月において道府県に対して、それぞれ交付すべき1952年度分の平衡交付金の額は、法にかかわらず、この府令の定めるところによって算定した額から、市町村にあっては、当該市町村に対し、既に交付した交付金の額を控除した額の2分の1に相当する額以内の額、道府県にあっては、当該道府県に対し、既に交付した交付金の額を控除した額に相当する額とされた(第1条)。また、このために府令に定めるところにより、各地方団体は、普通交付金の算定に用いる基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料を作製し、自治庁長官の指定する日までに、道府県知事は自治庁長官に、市町村長は都道府県知事に、提出しなければならず、都道府県知事に至っては、この府令に定めるところによって、当該市町村の資料を審査し、意見を付けて自治庁長官の指定する日までに、自治庁長官に送付しなければならないとされた(第2条第1項及び第2項)のである。

12月27日には、更に法改正が行われ、次の2つの内容に修正が加えられた。

①普通交付金総額が地方団体の財源不足額(基準財政需要額が基準財政収入額を超える額)の合算額に満たない場合についてで、これまでは各地方団体の財源不足額に按分して減額交付していたが、「財源不足額の多い地方団体がかえって多く減額交付されるということとなり、地方財政平衡交付金制度の本旨とする均衡化の精神にもとることとなつてい⁽⁸¹⁾」たため、これを改め、財源不足額の合算額の普通交付税総額を超える額だけを一律に各地方団体の基準財政需要額から減額し、当該基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額を当該地方団体への普通交付金額とされたことである(第10条第2項に但書追加)。

②普通交付金総額が財源不足額の合算額を超過する場合についてで、超過した額は、当該年度の特別交付金の総額に算入し、逆に満たない場合は、当該不足額は当該年度の特別交付金の総額の一部をもつ

て充てるものとされたことである(第10条第5項)。

当該年度は、地方公務員の給与改訂等があり、補正による平衡交付金の追加額が200億円であったこともあり、同日の12月27日には、「昭和27年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律」も成立し、1952年度に限り、平衡交付金のうち普通交付金の算定に用いる単位費用は、法の規定にかかわらず、【表1-3】及び【表1-4】のように定めるものとされた。

それに続いて、1953年1月28日に自治庁より、「地方財政平衡交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額の特例に関する総理府令」(府令第5号)が発せられ、法の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき1952年度分の平衡交付金のうち、普通交付金の額として決定された額から、既に交付された平衡交付金の額を控除した額が、1月に交付されたのである。

3月27日になると更に、「地方団体に交付すべき昭和27(1952)年度分の地方財政平衡交付金の額の算定に関する総理府令」(府令17号)が出され、地方団体に対して交付すべき、1952年度分の平衡交付金の額は、この府令の定めるところによって算定し、普通交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、法の規定とは別に、規則及び府令で定めるところによるとされ(第1条)、改めて算定に関する資料等の提出方法や算定方法が各条文で示された。

当該年度の交付団体、不交付団体数は、【表2-1】のとおりで、都道府県46団体中2団体が、大都市6団体中1団体が、都市276団体中57団体が、町村9,712団体中573団体が不交付団体となっており、前年度よりも、更に都市、町村の不交付団体数が増加した。また、前年度と比べて、当該年度の赤字団体数は、大都市は3団体を維持したものの、都道府県は2団体から11団体に、都市は115団体から146団体に、町村は600団体から889団体にそれぞれ増加した。当該年度の赤字額も総額で、63億4,700万円から154億5,900万円に急増した。赤字団体数と赤字額が増えた要因は、前年度と同様で必要な平衡交付金

(81) 本多市郎自治庁長官の国会の委員会での説明。『第15回国会衆議院地方行政委員会議録第12号』[1952] 3頁。

の総額が確保できなかったからであるが、とりわけ都道府県の赤字団体が増えた要因は、市町村より道府県の方が多し財源不足額が、前年度のように平衡交付金や地方債等で十分に補填されないまま、当初予算案、補正予算案が可決されたからである。

4. 1953年度の配分方法の改正

1953年度は、「昭和28（1953）年度予算が成立しないまま国会が解散され4月及び5月の2ヵ月分（最終的には6月もあり3ヵ月分）の暫定予算が編成され⁽⁸²⁾」ることが決定していたため、3月31日に自治庁より、「昭和28年4月において地方団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に関する総理府令」（府令第21号）が発せられ、1953年度分の平衡交付金の一部、187億円が、法の規定にかかわらず、当該府令の規定により（前渡しで）交付された。

その際、1953年度から義務教育の教職員給与と教材費の2分の1が義務教育費国庫負担金として、児童保護措置費の8割が児童保護措置費国庫負担金⁽⁸³⁾として、平衡交付金から分離独立して交付されることになっていたことや、町村警察の巨額の財政負担に耐えられなくなった町村による自治体警察の廃止と警察権の返上が相次ぎ、1953年度初頭には、1,314あった町村警察のうち、1,168が廃止され、146にまで減少していたこと⁽⁸⁴⁾を踏まえ、道府県に対して交付すべき交付金の額は、当該道府県について1952年度分の普通交付税の算定に用いた基準財政需要額が基準財政収入額を超える額から、「小学校費」、「中学校費」、「その他の教育費」、「児童福祉費」に係る各基準財政需要額に0.5、0.5、0.0657918、0.8をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に、0.20654879を乗じた額とされた（第2条第1項）。

また、市町村に対して交付すべき額は、当該市町村に係る1952年度分の普通交付税の額に0.17を乗じ

て得た額と、但し「警察費」、「児童福祉費」、「小学校費」、「中学校費」に係るそれぞれの基準財政需要額が減少する場合や1953年度の地方税の収入見込額の増加又は減少が著しい場合は、交付すべき交付金の額を減額し又は増額することができる（第2条第2項）とされたのである。

同様の府令は、5月30日には、「昭和28（1953）年6月において地方団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に関する総理府令」（府令第30号）として、7月2日には、「昭和28（1953）年7月において地方団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に関する総理府令」（府令第34号）、8月3日には、「昭和28（1953）年度において地方団体に対して交付すべき地方財政平衡交付金の交付時期及び額の算定の特例に関する総理府令」（府令第39号）として出され、1953年度分の平衡交付金の一部が、法の規定にかかわらず、当該府令の規定により、6月、7月、9月にそれぞれ交付された。

1953年度の平衡交付金の総額については、第2次地方財政委員会がなくなったことで、大きな意見の対立もなく、政府案から50億円追加された三党合意の修正案1,300億円で、7月31日に成立した。

予算成立を受けて、8月14日に法改正が行われた。主な改正点は以下の3点である。

①測定単位についてである。港湾費について、従来「船舶の出入トン数」が用いられてきたが、これまでの実施結果を踏まえると適当ではないため、これがその港湾における「けい留施設の延長」と「外かく施設の延長」に改正された。また、社会福祉費について、従来「人口」の他、特例で附則において「児童福祉施設入所者数」と「被生活保護者数」を用いて、児童保護措置費と生活保護費が測定されてきたが、経費を細分して測定すると、平衡交付金の本質である一般財源という観念から離れて、財源がひも付きのように見えるため、附則の特例を廃止し

(82) 地方財務協会編 [1953] 186頁。

(83) 本多自治庁長官の国会の委員会での説明。『第15回国会衆議院地方行政委員会議録第21号』 [1953] 12頁。

(84) 1953年2月に、「政府は市町村自治体警察及び国家地方警察を廃止して、都道府県単位の警察をおく、警察法改正案を国会に提出していたが、衆議院の解散で廃案となっていた。警察法改正案の成立は、1954年6月7日で、施行は翌月7月1日である。藤田 [1959b] 240頁。

て、人口一本で測定することに改正された⁽⁸⁵⁾。

②各測定単位の単位費用についてである。【表1-3】及び【表1-4】のように、1953年度から義務教育費の半額国庫負担制度と児童福祉費の8割国庫負担が実施されることになったため、義務教育費に従事する教職員の給与関係費や義務教育教材費、児童保護措置費に伴うものを減額し、給与改訂が実施されたため、それに伴い地方公務員の給与費に係るものを増額する改正が行われたのである⁽⁸⁶⁾。

③基準財政収入額についてである。従来、その基準税率は道府県、市町村、それぞれ標準税率の70%で測定していたが、道府県分の基準財政収入額については、これを80%に引き上げることとされた。改正の理由として政府は、道府県は市町村と異なり、規模の違いが小さく、義務的な事務が多いこと、代替として道府県は財政需要が把握し易いことから、成るべく実際の100%を計上するようにするためであること⁽⁸⁷⁾、義務教育費国庫負担法の施行に伴い、義務教育のために必要な地方負担額の財源保障を手厚くして行くという意味合いで、義務教育費の基準財政需要額の算定を、従来よりも相当の引き上げを予定していること⁽⁸⁸⁾等を挙げている。

これらの改正は、公布の日から施行され、1953年度分の算定より適用になったのである。

1953年度も8月31日に自治庁により、「地方団体に対して交付すべき昭和28（1953）年度分の地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額の算定に関する総理府令」（府令第55号）が発せられ、1953年度の普通交付金の額は、この府令に定めるところによって算出するとされた（第1条）。また、このために府令に定めるところにより、各地方団体は、普通交付金の算定に用いる基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料を作製し、自治庁長官の指定する日までに、道府県知事は自治庁長官に、市町村長は都道府県知事に、提出しなければならず、都道府県知事に至っては、この府令に定めるところによって、

当該市町村の資料を審査し、意見を付けて自治庁長官の指定する日までに、自治庁長官に送付しなければならないとされた（第2条第1項及び第2項）のである。

また、翌日の9月1日には、「昭和28（1953）年9月において地方団体に対して交付すべき地方財政平衡交付金の額の特例に関する総理府令」（府令第56号）が出され、9月に交付すべき平衡交付金は、法の規定にかかわらず、この府令で算定した額とされ（第1条）、道府県、市町村ともに、1953年度分の普通交付金の額の4分の3に相当する額から、既に交付した同年度分の交付金の額を控除した額とされた（第2条第1項及び第2項）。なお、当該年度は、6月の西日本水害、7月の南近畿地方水害により、著しい被害をうけた、道府県、市町村については、罹災の程度を考慮して、自治庁長官が定めた額を加算するとされた（第2条第1項及び第3項）。

更に11月2日には、「昭和28（1953）年11月において地方団体に対して交付すべき地方財政平衡交付金の特例に関する総理府令」（府令第73号）が発せられ、11月において交付すべき平衡交付金の額は、法の規定にかかわらず、1953年度分の普通交付金の額のうち、総理府令第55号で定めるところによって算定した当該地方団体の1953年度の普通交付金の額から、既に交付した同年度分の交付金の額を控除した額とされた。

その後、12月8日に補正予算が成立し、公務員の期末及び勤勉手当分と給与改訂分として、合わせて76億円の平衡交付金が新たに計上されたことを受けて、12月14日に、「昭和28（1953）年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律」が発せられ、1953年度に限り、平衡交付金に用いる単位費用は、法の規定にかかわらず、【表1-3】及び【表1-4】のように定めるとされ、附則第1項には、1953年度分の平衡交付金から適用することが、また、附則第2項には、この法律施行前に、法の規

(85) 自治庁財政部長であった武岡憲一の国会の委員会での説明。『第16回国会衆議院地方行政委員会議録第11号』[1953] 4頁。

(86) 武岡の説明。『第16回国会衆議院地方行政委員会議録第11号』[1953] 4～5頁。

(87) 塚田十一郎自治庁長官の答弁。『第16回国会参議院地方行政委員会議録第24号』[1953] 16頁。

(88) 自治庁財政部長であった武岡憲一の答弁。『第16回国会参議院地方行政委員会議録第19号』[1953] 4頁。

定により既に交付された1953年度分の普通交付金の額は、この法律の本則の規定を適用して変更されるべき1953年度分の普通交付金の概算交付額とみなすと規定されていた。

12月22日には、自治庁により「地方団体に対して交付すべき昭和28（1953）年度分の地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額の算定に関する総理府令の一部を改正する総理府令」（府令第82号）が出され、1953年度分の平衡交付金のうち、普通交付金の額の算定に関する総理府令55号の一部、第13条第2項第1号中の算式や個人サービス業の規定、第20条第2項第1号中の、及び第21条第4項第1号中の金額、数値等、時代背景を反映させた細部の改正が行われた。

更に同日、「地方団体に対して交付すべき昭和28（1953）年度分の地方財政平衡交付金の交付の時期及び交付額の特例に関する総理府令」（府令第83号）が発せられ、1953年度分の平衡交付金の額については、法にかかわらず、総理府令第82号による改正後の総理府令第55号の定めるところによって算定した額から、「昭和28（1953）年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律」附則第2項に規定する概算交付額を控除した額を12月において交付するものとされた。

これら以外にも1953年度は、特別交付金に関する総理府令が初めて発せられた。1954年2月27日の「地方団体に対して交付すべき昭和28（1953）年度分の地方財政平衡交付金のうち特別交付金の額の算定に関する総理府令」（府令第9号）と同日の「市町村に対して交付すべき昭和28（1953）年度分の地方財政平衡交付金のうち、特別交付金の交付時期の特例に関する総理府令」（府令第10号）である。

前者については、1953年度分の平衡交付金のうちの特別交付金の額は、この府令に定めることによって算定され（第1条）、その算定に関する資料、すなわち、基準財政需要額に算定されない災害応急費又は災害復旧費の財源に充てるため借入れた地方債の元利償還金や大学の設置など、道府県は全11項目が、市町村は全29項目を自治庁長官が定めるとこ

ろにより、自治庁長官に（市町村長は都道府県知事を経由して）提出しなければならない（第2条）とされた。

後者については、法第16条第1項の規定により、交付すべき1953年度分の特別交付金の交付時期は、都道府県及び地方自治法第155条第2項に規定する市（特別市）に対する分を除き、同条同項の規定にかかわらず、1954年3月とされた。

当該年度の交付団体、不交付団体数は、【表2-1】のとおりで、都道府県46団体中3団体が、大都市6団体中1団体が、都市278団体中46団体が、町村9,656団体中434団体が不交付団体となっており、これまで増加してきた都市、町村の不交付団体数が、前年度比で初めて減少した。また、前年度と比べて、当該年度の赤字団体数は、都道府県が11団体から21団体に、大都市が3団体から4団体に、都市が146団体から181団体に、町村が889団体から1,281団体に、当該年度の赤字額も総額で、154億5,900万円から255億9,300万円にいずれも増加した。赤字団体数と赤字額が増えたのは、これまでと同様に必要な平衡交付金の総額が確保できなかったからであるが、とりわけ都道府県の赤字団体数が半数近くにまで増えたのは、当該年度から道府県分の基準財政収入額が80%に引き上げられたことと無関係ではないだろう。

Ⅲ 基準財政需要額の推移

これまで見てきたように、各地方団体への平衡交付金の配分については、主として法ではなく、規則や府令に基づいて行われたが、一応規定どおり、基準財政需要額と基準財政収入額により配分された。基準財政需要額については、算定の基礎となる単位費用の算定について、創設当初から、国の法令や施策に基づく、義務的経費（あるいは甲の経費、乙の経費、弾力性のない経費）については、ある程度、適正に見積もり、義務的でないものや自由裁量によって行う行政事務経費（あるいは丙の経費など）

については、最小限度の見積もりとなっていた⁽⁸⁹⁾。

これらは、全行政の財源保障をしようとしていた平衡交付金の機能を、義務的行政のみの保障に限定することを意味する。基準財政収入額の算定についても、地方団体の普通税の標準税率の70%を乗じて行い、地方団体は標準税率の残り30%部分を自由財源（留保財源）として使用できるとされていたが、1950年度の地方税の徴税率は、平均で道府県が74.2%、市町村が80.2%と低率であり⁽⁹⁰⁾、地方団体の自由な財源もほとんどないという現状であったようである。

実際にここでは、基準財政需要額の単位費用と測定単位（費目）別総額の推移を見てみることにする。

【表1-3】と【表3-1】は道府県分である。

1953年度から義務教育の教職員給与と教材費の2分の1が義務教育費国庫負担金として独立する関係で、単位費用が大きく減少している。これに伴って、当該年度教育費の総額の全体に占める割合が8ポイントほど減少したとはいえ、藤田が指摘するように、毎年度教育費の総額の全体に占める割合が最も高く、4年間過半数を超える高水準を維持している。警察費が市町村から道府県に移行され、公債費が増加すると、多少教育費の割合が減少するであろうが、それでも、高度経済成長期や現在の基準財政需要額と比較すると、教育費の割合は、少し異常な数値である。土木費の割合が少ないことがその最大の要因であるといえよう。

その一方で、1953年度に児童福祉費の8割国庫負担が実施されても、ほとんどが市町村分であるため、道府県の基準財政需要額には影響はない。厚生労働費の他、藤田が、割合が低いと指摘していた土木費や産業経済費が年を追うごとに総額も全体に占める

割合も高くなってきていることが窺える。状況が改善しているといえるが、いずれも単位費用の増加が最大の要因である。

次に同様に【表1-4】と【表3-2】の市町村分を見ると、こちらは、1953年度において単位費用、総額、全体に占める割合ともに、教育費の減少は見られない。義務教育の教職員給与の負担は、道府県であるためである。また、教育費の割合も20%台前半となっているが、警察費が市町村から道府県に移行されると、20%台後半まで割合も高くなってくる。

これは土木費や厚生労働費の割合についても同様のことがいえるが、仮に警察費が市町村から道府県に移行されたとしても、高度経済成長期や現在の基準財政需要額と比較すると、土木費と厚生労働費の割合は、やはり低いといえる。1953年度の厚生労働費、とりわけ、社会福祉費の割合が減少したのは、当該年度から児童保護措置費の8割が児童保護措置費国庫負担金として独立したことによるものである。

当時は財政力指数という考え方はなかったが、現在の要領で、1953年度の道府県と市町村の財政力指数（1950年度から1952年度の基準財政需要額と基準財政収入額を使用）を計算してみると、平均で道府県は0.41、市町村は0.76となり、道府県の数値は、現在より低く、反対に市町村は現在よりかなり高い数値となっていることがわかった。これは、とりわけ市町村の基準財政需要額が低いこと、換言すれば、各費用項目の積み上げ額が足りなかったことが要因である。その代表的なものが、土木費や厚生労働費ということになるであろう。平衡交付金の財源が乏しかったことが最大の要因であるが、経済成長、福祉国家に向けた基盤づくりも、当時はまだ不十分であったということが窺える。

(89) 創設当初から、各省は地方財政委員会と連名で、地方団体に対し、関係行政の単位費用を示して、行政内容を確保するよう勧奨する通牒を発して、地方団体の平衡交付金使用に牽制を加えていたのである。地方財務協会編 [1953] 29頁及び藤田 [1952] 70頁。

(90) 地方財政委員会編 [1954] 10頁。

表 3-1 都道府県の基準財政需要額の推移

(単位：千円)

経費の種類		測定単位	1950年度		1951年度		1952年度		1953年度	
大項目	小項目		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
一 土木費	1. 道路費	道路の面積	3,315,033	3.1%	4,954,676	3.4%	5,645,090	3.2%	6,946,276	4.2%
	2. 橋りょう費	橋りょうの面積	602,632	0.6%	878,233	0.6%	1,017,862	0.6%	1,197,468	0.7%
	3. 河川費	河川の延長	1,721,862	1.6%	2,876,327	2.0%	2,996,193	1.7%	3,137,063	1.9%
	4. 港湾費	(1) 港湾における船舶の出入トン数	680,417	0.6%	691,833	0.5%	816,259	0.5%	414,294	0.3%
		(2) 港湾における防波堤の延長	—	—	—	—	—	—	453,506	0.3%
	5. その他の土木費	(1) 人口	418,446	0.4%	1,007,796	0.7%	1,136,184	0.7%	1,294,303	0.8%
(2) 面積		196,060	0.2%	627,302	0.4%	697,835	0.4%	697,165	0.4%	
合計			6,934,450	6.5%	11,036,167	7.5%	12,309,423	7.0%	14,140,075	8.5%
二 教育費	1. 小学校費	(1) 児童数	17,146,954	16.1%	19,595,001	13.3%	23,791,945	13.5%	18,524,967	11.2%
		(2) 学級数	11,621,853	10.9%	22,069,512	15.0%	27,253,683	15.5%	19,145,918	11.5%
		(3) 学校数	3,253,770	3.1%	4,883,453	3.3%	5,846,385	3.3%	4,125,710	2.5%
	2. 中学校費	(1) 生徒数	10,803,537	10.2%	11,886,348	8.1%	14,368,155	8.2%	11,033,661	6.7%
		(2) 学級数	7,243,273	6.8%	13,190,981	8.9%	15,917,286	9.0%	10,978,116	6.6%
		(3) 学校数	1,836,380	1.7%	2,739,387	1.9%	3,234,004	1.8%	2,259,204	1.4%
	3. 高等学校費	生徒数	7,339,780	6.9%	11,154,665	7.6%	15,804,313	9.0%	20,540,125	12.4%
	4. その他の教育費	人口	5,441,535	5.1%	3,961,309	2.7%	4,432,381	2.5%	4,825,410	2.9%
合計			64,687,082	60.9%	89,480,656	60.7%	110,648,152	62.8%	91,433,111	55.1%
三 厚生労働費	1. 社会福祉費	(1) 人口	2,776,496	2.6%	3,472,231	2.4%	3,945,292	2.2%	9,909,970	6.0%
		(2) 児童福祉施設入所者数	1,376,579	1.3%	2,049,799	1.4%	2,394,069	1.4%	—	—
		(3) 被生活保護者数	1,809,927	1.7%	3,009,631	2.0%	3,753,997	2.1%	—	—
		(4) 一時保護所入所者定員数	18,746	0.0%	31,169	0.0%	—	—	—	—
	2. 衛生費	(1) 人口	1,523,043	1.4%	1,140,680	0.8%	4,436,502	2.5%	7,747,980	4.7%
		(2) 食品関係営業者数	231,903	0.2%	265,330	0.2%	—	—	—	—
		(3) 保健所数	1,105,956	1.0%	1,639,559	1.1%	2,503,578	1.4%	—	—
		(4) 結核患者数	55,293	0.1%	1,112,916	0.8%	—	—	—	—
		(5) 法定伝染病患者数	408,764	0.4%	576,662	0.4%	—	—	—	—
		(6) 性病患者届出数	167,117	0.2%	213,900	0.2%	—	—	—	—
		(7) 精神病院病床数	85,304	0.1%	160,499	0.1%	—	—	—	—
	3. 労働費	(1) 工場事業場数	201,150	0.2%	250,270	0.2%	—	—	—	—
		(2) 工場事業場労働者数	279,643	0.3%	376,483	0.3%	780,447	0.4%	906,204	0.6%
(3) 失業者数		—	—	856,144	0.6%	952,390	0.5%	1,138,408	0.7%	
合計			10,039,921	9.4%	15,155,273	10.3%	18,766,275	10.7%	19,702,562	11.9%
四 産業経済費	1. 農業行政費	(1) 農業数	2,975,564	2.8%	4,005,383	2.7%	4,856,042	2.8%	5,377,923	3.2%
		(2) 耕地の面積	1,928,128	1.8%	2,462,899	1.7%	3,204,332	1.8%	3,533,092	2.1%
	2. 林野行政費	(1) 林産業の従業者数	601,475	0.6%	535,406	0.4%	—	—	—	—
		(2) 民間林野の面積	851,972	0.8%	1,899,373	1.3%	2,753,718	1.6%	2,957,383	1.8%
	3. 水産行政費	水産業の従業者数	834,872	0.8%	1,086,238	0.7%	1,559,989	0.9%	1,641,079	1.0%
	4. 商工行政費	商工業の従業者数	1,157,330	1.1%	1,424,568	1.0%	1,840,141	1.0%	2,122,803	1.3%
合計			8,349,341	7.9%	11,413,867	7.7%	14,214,222	8.1%	15,632,280	9.4%
五 戦災復興費		戦災に因る被災地の面積	275,506	0.3%	804,264	0.6%	745,846	0.4%	762,717	0.5%
六 その他の行政費	1. 徴税费	(1) 税額	1,633,064	1.5%	3,231,633	2.2%	5,059,047	2.9%	5,864,165	3.5%
		(2) 納税義務者数	997,213	0.9%	1,505,922	1.0%	—	—	—	—
	2. その他の諸費	人口	11,941,854	11.2%	13,434,238	9.1%	12,310,536	7.0%	15,563,827	9.4%
合計			14,572,131	13.7%	18,171,793	12.3%	17,369,583	9.9%	21,427,992	12.9%
七 公債費		災害復旧債元利償還金	1,446,475	1.4%	1,438,762	1.0%	2,038,656	1.2%	2,820,942	1.7%
総計			106,304,906	100.0%	147,500,782	100.0%	176,092,157	100.0%	165,919,679	100.0%

(注) 1) 実数については、不交付団体分を含んでいる。

(出所) 自治省財政局編 [1969] 357~358、360~361、363、366頁より筆者作成。

表3-2 市町村の基準財政需要額の推移

(単位：千円)

経費の種類		測定単位	1950年度		1951年度		1952年度		1953年度	
大項目	小項目		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
一 警察消防費	1. 警察費	(1) 警察吏員数	16,716,753	14.9%	18,874,953	15.9%	—	—	—	—
		(2) 人口	—	—	—	—	20,176,203	13.5%	23,524,581	13.9%
	2. 消防費	(1) 家屋の床面積	7,571,221	6.7%	8,285,903	7.0%	—	—	—	—
		(2) 人口	—	—	—	—	10,064,940	6.7%	11,694,065	6.9%
	合計		24,287,974	21.6%	27,160,856	22.9%	30,241,143	20.2%	35,218,646	20.9%
二 土木費	1. 道路費	道路の面積	2,663,852	2.4%	5,227,332	4.4%	6,023,426	4.0%	6,495,499	3.8%
	2. 橋りょう費	橋りょうの面積	385,401	0.3%	507,904	0.4%	640,665	0.4%	657,855	0.4%
	3. 港湾費	(1) 港湾における船舶の出入トン数	549,730	0.5%	585,040	0.5%	727,225	0.5%	450,257	0.3%
		(2) 港湾における防波堤の延長	—	—	—	—	—	—	352,994	0.2%
	4. 都市計画費	都市計画区域の人口	682,136	0.6%	668,763	0.6%	736,971	0.5%	787,589	0.5%
	5. その他の土木費	(1) 人口	1,689,709	1.5%	430,000	0.4%	713,835	0.5%	1,061,130	0.6%
		(2) 面積	1,054,903	0.9%	589,485	0.5%	669,905	0.4%	464,345	0.3%
合計		7,025,731	6.3%	8,008,524	6.8%	9,512,027	6.3%	10,269,669	6.1%	
三 教育費	1. 小学校費	(1) 児童数	4,249,830	3.8%	6,746,071	5.7%	8,139,664	5.4%	8,019,497	4.8%
		(2) 学級数	2,927,651	2.6%	5,081,155	4.3%	6,267,818	4.2%	6,196,598	3.7%
		(3) 学校数	3,049,694	2.7%	1,798,380	1.5%	2,244,625	1.5%	2,582,729	1.5%
	2. 中学校費	(1) 生徒数	4,242,432	3.8%	4,210,587	3.5%	4,880,442	3.3%	4,850,603	2.9%
		(2) 学級数	2,826,441	2.5%	3,140,204	2.6%	3,618,856	2.4%	3,587,302	2.1%
		(3) 学校数	1,635,798	1.5%	1,495,098	1.3%	1,626,994	1.1%	1,783,755	1.1%
	3. 高等学校費	(1) 生徒数	928,189	0.8%	918,230	0.8%	1,243,311	0.8%	1,709,296	1.0%
	4. その他の教育費	人口	3,987,529	3.5%	4,174,215	3.5%	6,870,573	4.6%	8,485,805	5.0%
合計		23,847,564	21.2%	27,563,940	23.2%	34,892,283	23.3%	37,215,585	22.0%	
四 厚生労働費	1. 社会福祉費	(1) 人口	1,970,241	1.8%	2,032,031	1.7%	3,252,696	2.2%	6,357,411	3.8%
		(2) 児童福祉施設入所者数	1,201,453	1.1%	1,225,678	1.0%	1,911,532	1.3%	—	—
		(3) 被生活保護者数	1,773,749	1.6%	2,307,880	1.9%	2,352,017	1.6%	—	—
	2. 衛生費	(1) 人口	5,727,571	5.1%	5,846,881	4.9%	7,538,046	5.0%	9,013,811	5.3%
		(2) 食品関係業者数	85,329	0.1%	98,363	0.1%	—	—	—	—
		(3) 小児保養所病床数	11,134	0.0%	—	—	—	—	—	—
		(4) 性病患者届出数	87,859	0.1%	94,759	0.1%	—	—	—	—
		(5) 保健所数	269,294	0.2%	270,800	0.2%	408,365	0.3%	—	—
	3. 労働費	(1) 工場事業場数	90,138	0.1%	91,274	0.1%	—	—	—	—
		(2) 工場事業場労働者数	60,156	0.1%	91,065	0.1%	—	—	—	—
(3) 失業者数		—	—	—	—	1,073,686	0.7%	1,283,808	0.8%	
合計		11,276,923	10.0%	12,058,731	10.2%	16,536,342	11.0%	16,655,030	9.9%	
五 産業経済費		人口	3,907,528	3.5%	4,231,085	3.6%	5,262,403	3.5%	6,461,364	3.8%
六 戦災復旧費		被災地の面積	572,670	0.5%	1,959,603	1.7%	1,781,372	1.2%	1,821,373	1.1%
七 その他の行政費	1. 徴税费	(1) 税額	3,408,720	3.0%	4,057,427	3.4%	6,596,948	4.4%	7,753,106	4.6%
		(2) 納税義務者数	2,243,550	2.0%	2,225,994	1.9%	—	—	—	—
	2. 戸籍事務費	(1) 本籍人口	1,113,831	1.0%	1,306,648	1.1%	1,203,815	0.8%	1,459,439	0.9%
		(2) 世帯数	—	—	—	—	1,304,923	0.9%	1,168,230	0.7%
	3. その他の諸費	人口	34,318,302	30.5%	29,582,372	24.9%	41,876,085	27.9%	49,716,604	29.5%
合計		41,084,403	36.6%	37,172,441	31.3%	50,981,771	34.0%	60,097,379	35.6%	
八 公債費		元利償還金	388,034	0.3%	475,618	0.4%	722,879	0.5%	1,071,586	0.6%
総計			112,390,827	100.0%	118,630,798	100.0%	149,930,220	100.0%	168,810,632	100.0%

(注) 1) 実数については、不交付団体分を含んでいる。

(出所) 自治省財政局編 [1969] 451~452、456、459~460、463~464頁より筆者作成。

IV 平衡交付金の配分効果の検証

まず、各年度の平衡交付金（普通交付金）の交付状況を見ることにする。道府県、大都市、都市、町村に分けて見たものが【表4-1】である。平衡交付金の交付割合について、道府県が高いのは、1950年度の税制改革で、国からの約400億円の税源移譲のほとんどが市町村だったことに起因している。そ

れに加え、義務教育費を筆頭に義務的経費が市町村に比べ多いこともあり、基準財政需要額の各費目項目の積み上げ額が、市町村に比べ道府県の方が高かったこともその要因として挙げられる。これは先述した市町村0.76に対し道府県は0.41という1953年度の財政力指数の低さを見ても明らかである。1953年度に義務教育費国庫負担金が独立する関係で、7割前後あった道府県への交付額が1953年度ようやく下がり、概ね6割となった。それに伴い、市町村の

表 4-1 各年度の平衡交付金（普通交付金）交付状況

（単位：千円）

区 分	1950年度	1951年度	1952年度	1953年度
道府県	65,650,834	75,709,108	92,062,233	77,900,289
総額に対する割合	67.3%	70.1%	69.0%	61.6%
大都市	987,922	1,092,363	1,186,654	2,155,787
総額に対する割合	1.0%	1.0%	0.9%	1.7%
1人当り交付金額	0.102	0.097	0.106	0.192
都市	5,870,622	7,460,523	8,464,286	10,767,024
総額に対する割合	6.0%	6.9%	6.3%	8.5%
1人当り交付金額	0.325	0.362	0.411	0.523
町村	25,096,481	23,742,398	31,695,983	35,720,324
総額に対する割合	25.7%	22.0%	23.8%	28.2%
1人当り交付金額	0.478	0.462	0.617	0.695
市町村合計	31,955,025	32,295,284	41,346,923	48,643,135
総額に対する割合	32.7%	29.9%	31.0%	38.4%
1人当り交付金額	0.398	0.388	0.497	0.585
総額	97,605,859	108,004,392	133,409,156	126,543,424
総額に対する割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注） 1）実数については、すべて決算額を使用している。

2）1人当り交付金額の算定の人口は、実際普通交付金の算定に用いられた最近の人口、すなわち1950年度は1948年の常住人口調査を、1951～1953年度は1950年の国勢調査をそれぞれ使用している。

（出所）自治省財政局編 [1969] 179～180頁より筆者作成。

割合が増加したことが窺える。

1952年度以降、大都市、都市の割合が増加し、町村の割合が減少したのは、【表3-2】を見てもわかるように、1952年度に市町村の中で大きな割合を占めていた警察消防費の警察費、消防費、厚生労働費の衛生費、その他の行政費の徴税費の測定単位が、1953年度に厚生労働費の社会福祉費の測定単位が、それぞれ人口、税額に変更、集約されたからである。それまでの警察吏員数、家屋の床面積、児童福祉施設入所者数、被生活保護者数、食品関係業者数、小児保育所病床数、性病患者届出数、納税義務者数といった測定単位は、規模の経済が働く一方で、変更あるいは集約された人口や税額は規模の経済が全く働かない。むしろ、人口の多い大都市や都市に有利に働く。そのため、大都市や都市の割合が増加し、町村の割合が減少したのである。

大都市、都市、町村の1人当り交付金額を見ると、大都市よりも都市の方が、都市よりも町村の方が大きくなっているため、財政調整機能が、配付税の時よりも、働いていることがわかる。配付税とは異なり、配分算定は大都市、都市、町村で区分されず、市町村という枠組みで、しかも、歳入歳出差額補填

方式により配分されているため、財政調整機能がより働きやすくなったといえよう。

次に、【表4-2】で貧富道府県間の各年度の平衡交付金（普通交付金）の交付状況を確認することにする。1950年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除した数字の高い道府県から5団体を富裕団体（不交付団体の東京都と大阪府を除く）、数字の少ない方から5団体を貧窮団体として選出している。1人当り交付金額の（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅱ）/（Ⅰ）を見ると、初年度から財政調整機能が働いており、更にそれが年を追うごとに強くなっていることがわかる。それは、1953年度に義務教育費国庫負担金が独立してからも変わらない。むしろ、財政調整機能が強く働いているといえよう。

続いて【表4-3】で貧富都市間の各年度の平衡交付金（普通交付金）の交付状況を確認する。貧富団体の選出方法は、道府県と同様である。1951年度の数値は資料がないため、不明である。1人当り交付金額の（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅱ）/（Ⅰ）を見ると、各年度とも財政調整機能が働いていることがわかる。ただ（Ⅱ）/（Ⅰ）は、1950年度に21.18であったものが、1952年度には6.02、1953年

表4-2 貧富道府県間の各年度平衡交付金（普通交付金）交付状況

(単位：千円)

年度	区分	富裕5団体						貧窮5団体						全国計 実数(Ⅲ)	(Ⅱ)/(Ⅰ)
		愛知	兵庫	京都	神奈川	福岡	小計(Ⅰ)	岩手	秋田	島根	鳥取	山形	小計(Ⅱ)		
1950	普通 交付金額	1,409,603	1,723,821	639,963	1,297,238	1,910,923	6,981,548	1,743,884	1,621,765	1,189,858	885,695	1,601,563	7,042,765	65,650,834	1.01
	全国計に 対する割合	2.1%	2.6%	1.0%	2.0%	2.9%	10.6%	2.7%	2.5%	1.8%	1.3%	2.4%	10.7%	100.0%	—
	1人当り 交付金額	0.437	0.546	0.359	0.560	0.577	0.506	1.347	1.263	1.317	1.494	1.189	1.299	0.818	2.57
1951	普通 交付金額	571,465	1,261,943	619,660	862,430	1,839,271	5,154,769	2,220,199	2,078,619	1,542,712	1,087,763	2,101,552	9,030,845	75,709,108	1.75
	全国計に 対する割合	0.8%	1.7%	0.8%	1.1%	2.4%	6.8%	2.9%	2.7%	2.0%	1.4%	2.8%	11.9%	100.0%	—
	1人当り 交付金額	0.169	0.381	0.338	0.347	0.521	0.354	1.649	1.588	1.691	1.812	1.548	1.634	0.910	4.61
1952	普通 交付金額	713,447	1,170,507	638,651	321,746	2,064,255	4,908,606	2,692,281	2,503,794	1,765,454	1,227,275	2,487,222	10,676,026	92,062,233	2.17
	全国計に 対する割合	0.8%	1.3%	0.7%	0.3%	2.2%	5.3%	2.9%	2.7%	1.9%	1.3%	2.7%	11.6%	100.0%	—
	1人当り 交付金額	0.210	0.354	0.348	0.129	0.585	0.337	1.999	1.913	1.935	2.045	1.832	1.932	1.107	5.73
1953	普通 交付金額	4,754	575,904	163,171	548,403	1,391,412	2,683,644	2,491,630	2,336,285	1,627,091	1,187,693	2,287,539	9,930,238	77,900,289	3.70
	全国計に 対する割合	0.0%	0.7%	0.2%	0.7%	1.8%	3.4%	3.2%	3.0%	2.1%	1.5%	2.9%	12.7%	100.0%	—
	1人当り 交付金額	0.001	0.174	0.089	0.220	0.394	0.184	1.850	1.785	1.783	1.979	1.685	1.797	0.936	9.74

- (注) 1) 1950年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除した数字の高い道府県から5団体を富裕団体（不交付団体の東京都と大阪府を除く）、数字の低い道府県から5団体を貧窮団体として選出している。
 2) 実数については、すべて決算額を使用している。
 3) 1人当り交付金額の算定の人口は、実際普通交付金の算定に用いられた最近の人口、すなわち1950年度は1948年の常住人口調査を、1951～1953年度は1950年の国勢調査をそれぞれ使用している。
 4) 1950年度は東京都と大阪府が不交付団体となっている。
 5) 占領下にあった沖縄県を除く。

(出所) 自治省財政局編 [1969] 179～180、356、359、362、365頁より筆者作成。

表4-3 貧富都市間の各年度平衡交付金（普通交付金）交付状況

(単位：千円)

年度	区分	富裕5団体						貧窮5団体						全国計 実数(Ⅲ)	(Ⅱ)/(Ⅰ)
		若松市	栃木市	下関市	下松市	久留米市	小計(Ⅰ)	宮古市	一関市	鹿屋市	枕崎市	能代市	小計(Ⅱ)		
1950	普通 交付金額	1,370	1,067	9,362	2,024	4,830	18,653	31,873	33,211	52,957	27,166	43,316	188,523	5,870,622	10.11
	全国計に 対する割合	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.3%	0.5%	0.6%	0.9%	0.5%	0.7%	3.2%	100.0%	—
	1人当り 交付金額	0.015	0.025	0.048	0.051	0.048	0.040	0.812	0.916	0.834	0.788	0.884	0.847	0.325	21.18
1951	普通 交付金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,460,523	—
	全国計に 対する割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	—
	1人当り 交付金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.374	—
1952	普通 交付金額	0	17,378	35,769	0	30,276	83,423	42,803	43,995	56,869	41,204	54,973	239,844	8,464,286	2.88
	全国計に 対する割合	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%	0.4%	1.0%	0.5%	0.5%	0.7%	0.5%	0.6%	2.8%	100.0%	—
	1人当り 交付金額	0.000	0.415	0.185	0.000	0.300	0.179	1.090	1.213	0.895	1.195	1.121	1.078	0.424	6.02
1953	普通 交付金額	0	25,974	45,141	0	56,955	128,070	44,602	49,441	64,155	47,136	62,777	268,111	10,767,024	2.09
	全国計に 対する割合	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%	0.5%	1.2%	0.4%	0.5%	0.6%	0.4%	0.6%	2.5%	100.0%	—
	1人当り 交付金額	0.000	0.621	0.233	0.000	0.481	0.265	1.136	1.363	1.010	1.367	1.280	1.205	0.539	4.55

- (注) 1) 1950年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除した数字の高い都市から5団体を富裕団体（大都市及び不交付の22都市を除く）、数字の低い都市から5団体を貧窮団体として選出している。
 2) 実数については、すべて決算額を使用している。
 3) 1人当り交付金額の算定の人口は、実際普通交付金の算定に用いられた最近の人口、すなわち1950年度は1948年の常住人口調査を、1951～1953年度は1950年の国勢調査をそれぞれ使用している。
 4) 1951年度は資料がないため、詳細は不明である。
 5) 占領下にあった沖縄県内都市を除く。

(出所) 地方財政委員会 [1952] 11～22頁、自治庁 [1953] 5～18頁及び同 [1954] 47～60頁より筆者作成。

度には4.55にまで徐々に減少している。これは、普通交付金額の増加率が、貧窮5団体よりも富裕団体5団体中の交付団体である栃木市、下関市、久留米市の方が著しく高いことが要因である。栃木市、下関市、久留米市について、詳細を見ていくと、いずれの市も、この間の基準財政収入額の増加額より、基準財政需要額の増加額の方が大きいことがわかった。

更に、資料がないため、当該都市単独ではなく、道府県単位の都市でしか確認できないが、栃木県内都市、山口県内都市、福岡県内都市の基準財政需要額の各費目項目別の増加率を見ると、1952年度から警察消防費の警察費、消防費、厚生労働費の衛生費、社会福祉費（1953年度）、その他の行政費の徴税費が著しく高くなっていることが判明した。【表1-4】を見てもわかるように、1952年度以降、これら各費目項目の単位費用が、それぞれ人口、税額に変更、集約されたことが、結果として、貧窮5団体よりも比較的人口や税額の多い富裕団体である栃木市、下関市、久留米市の基準財政需要額の増加に繋がっ

たといえる。

最後に【表4-4】の貧富町村間の各年度の平衡交付金（普通交付金）の交付状況を見ることにする。こちらでも貧富団体の選出方法は同様である。ただし、町村の場合は、町村ごとの資料がないため、都道府県単位となる。1人当たり交付金額の（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅱ）／（Ⅰ）を見ると、配付税とは異なり、各年度、財政調整機能が働いていて、制度的に進化している様子が窺える。その一方で、都市間に比べ、町村間の方が、各年度ともにその値が低い。基準財政需要額の各費目項目の積み上げ額が低いこともあって、資料のある1950年度、1952年度、1953年度の3か年度の交付団体の基準財政収入額を基準財政需要額で除したものの平均も、最も高い富裕の愛知県内町村が0.70、最も低い貧窮の岩手県内町村でも0.37と比較的高く、かつ都道府県単位の5団体でそれぞれ平均化（緩和）されていることが、格差が小さい要因である。

（Ⅱ）／（Ⅰ）の数字が1952年度以降、徐々に下がっているが、これは都市と同様、1952年度に町村

表4-4 貧富町村間の各年度平衡交付金（普通交付金）交付状況

（単位：千円）

年度	区分	富裕5団体（都道府県単位）						貧窮5団体（都道府県単位）					全国計 実数(Ⅲ)	(Ⅱ)/(Ⅰ)	
		愛知	福岡	神奈川	富山	滋賀	小計(Ⅰ)	岩手	青森	鹿児島	宮城	島根			小計(Ⅱ)
1950	普通交付金額	381,431	402,442	182,938	288,409	231,727	1,486,947	821,564	660,315	858,464	787,864	535,150	3,663,357	25,096,481	2.46
	全国計に対する割合	1.5%	1.6%	0.7%	1.1%	0.9%	5.9%	3.3%	2.6%	3.4%	3.1%	2.1%	14.6%	100.0%	—
	1人当たり交付金額	0.219	0.213	0.315	0.402	0.333	0.265	0.761	0.685	0.577	0.655	0.707	0.667	0.478	2.52
1951	普通交付金額	375,352	414,887	177,421	218,966	216,630	1,403,256	787,342	650,675	816,179	729,157	492,762	3,476,115	23,742,398	2.48
	全国計に対する割合	1.6%	1.7%	0.7%	0.9%	0.9%	5.9%	3.3%	2.7%	3.4%	3.1%	2.1%	14.6%	100.0%	—
	1人当たり交付金額	0.217	0.214	0.285	0.307	0.319	0.247	0.704	0.646	0.583	0.596	0.655	0.632	0.457	2.56
1952	普通交付金額	446,484	717,949	236,908	274,244	283,508	1,959,093	1,032,909	909,597	949,614	885,304	668,385	4,445,809	31,695,983	2.27
	全国計に対する割合	1.4%	2.3%	0.7%	0.9%	0.9%	6.2%	3.3%	2.9%	3.0%	2.8%	2.1%	14.0%	100.0%	—
	1人当たり交付金額	0.258	0.371	0.381	0.385	0.417	0.345	0.924	0.904	0.678	0.724	0.888	0.808	0.610	2.34
1953	普通交付金額	449,401	924,325	285,742	320,115	333,240	2,312,823	1,158,496	996,881	1,098,178	975,877	685,439	4,914,871	35,720,324	2.13
	全国計に対する割合	1.3%	2.6%	0.8%	0.9%	0.9%	6.5%	3.2%	2.8%	3.1%	2.7%	1.9%	13.8%	100.0%	—
	1人当たり交付金額	0.260	0.477	0.459	0.449	0.490	0.407	1.036	0.990	0.784	0.798	0.911	0.893	0.687	2.19

- (注) 1) 1950年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除した数字の高い町村（都道府県単位）から5団体を富裕団体、数字の低い町村（都道府県単位）から5団体を貧窮団体として選出している。
 2) 実数については、すべて決算額を使用している。
 3) 1人当たり交付金額の算定の人口は、実際普通交付金の算定に用いられた最近の人口、すなわち1950年度は1948年の常住人口調査を、1951～1953年度は1950年の国勢調査をそれぞれ使用している。
 4) 占領下にあった沖縄県内町村を除く。

(出所) 地方財政委員会 [1952] 127、145頁及び自治省財政局編 [1969] 450、454、458、462頁より筆者作成。

の中で大きな割合を占めていた警察消防費の消防費、厚生労働費の衛生費、その他の行政費の徴税費の測定単位が、1953年度に厚生労働費の社会福祉費の測定単位が、それぞれ人口、税額に変更、集約されたからである。都市ほどその影響が大きくないのは、市町村の基準財政需要額で最大の割合を占める警察費の測定単位の人口への変更の影響を、ほとんど受けなかったからである。1947年の警察法により、自治体警察が当初市と5,000人以上の町村（甲町村）に設置されたが、財政負担が大きく、町村だけでなく都市でも問題となり、自治体警察返上の希望が相次いだ。一部法改正により、1951年8月より住民投票の付託で存廃ができるようになると、自治体警察を返上し国家地方警察の管轄に入る市町村が後を絶たず、わずかな期間に1,600あった自治体警察の1,000以上が廃止された。1953年まで残っていた町村警察は、139とわずかだったことがその最大の要因である。

道府県、都市、町村ともに財政調整機能は十分に働いていたといえるが、市町村を中心に基準財政需要額の各費目項目の積み上げ額が少なかったため、全体として交付額が少なくなり、結果として赤字団体数が、年を追うごとに増加していったのである。結果から見れば、シャープ勧告や地方自治を強化しようとする平衡交付金制度の本旨に反する制度運営であったといわざるを得ない。

おわりに

平衡交付金の配分方法については、本来の算定方式であるミクロによる下からの積み上げ方式であれば、総額決定からの影響は何もないが、諸条件によりそれが難しく、結果的に地方財政計画によるマクロにより上からの算定方式で決定されてしまうため、総額決定の影響は受けることになった。平衡交付金の総額が過少になると、その額に基準財政需要額から基準財政収入額を控除した財源不足額を近づける必要がでてくるため、結果的に単位費用を引き下げることになる。

地方財政計画を算定する際に、国の法令や施策に

基づく義務的経費については、ある程度、適正に見積もり、義務的でないものや自由裁量によって行う行政事務経費については、最小限度で見積もるという大蔵省が採用している方法に、第2次地方財政委員会、自治庁も準拠し、単位費用を算定する場合は、甲の経費、乙の経費、弾力性のない経費については、ある程度、適正に見積もり、丙の経費については、できる限り最小限度で見積もるようにしていた。その結果、【表3-1】、【表3-2】を見てもわかるように、個別の財政保障機能は、本来のあるべき姿を失い、かなり偏った歪な財源保障となっていたことは明らかである。苦肉の策ではあったが、結果として、地方団体を窮乏に追いやることとなったのである。

また、配分方法において、もう1つ問題とされたのが、主として法による運営ではなく、規則や附則による運営で、度々法改正や規則、附則が発せられ、制度が改正されたことや、計算方法が複雑になっていったことにより、地方団体の混乱を招くことになったことである。

1953年度の会計検査院の報告によれば、会計実地検査を実施した25府県のうち、24府県が算定ミスを犯し、財源不足額を過大計上したものが8府県総額4,436万8,000円、過少計上したものが16県総額8,131万5,000円となっていた。また、同じく検査を実施した19市町についても、19市町すべてで算定ミスがあり、過大計上したものが7市2町総額7億1,126万3,000円、過少計上したものが7市3町172万円となっていた。

国会においては、会計検査院より、「計算を誤るのは、右交付金の算定方法が総理府令により毎年度部分的に改正されること、基礎資料として求められる事項が多種多様で、かつその計算方法もまた複雑であることなどの事情にもよるが、主として関係規定の趣旨が徹底していないなど運用について適切を欠いているためと認められるので、本院においては自治庁に対し（中略）内部連絡を緊密にし、特に増減等異動のあった計数についてはその捕そくを誤らないこと、自治庁または各道府県において（中略）審査を十分に行うなど（中略）適切な処置を講じる

ように注意を与えておいた⁽⁹¹⁾」との報告がなされた。これらは、制度改正直後であったこともその要因の1つである。測定単位や補正係数の数値や算定方式についても、単位費用と同様に、法定化する必要があったといえるだろう。

平衡交付金の配分方法については、改組された地方交付税制度においても、引き継がれ、現在も同様の運営がなされている。配分方法がほとんど改正されなかったのは、「各地方団体に交付すべき交付税の額の算定については、地方財政平衡交付金制度における方式は理論上も実際上においても勝れた点が多い⁽⁹²⁾」と評価されていたためであった。しかし、その優れた配分方法も、総額が確保できなければ、十分な機能を果たすことはできない。

戦後、わが国は、新たに「福祉国家システム下の地方分権⁽⁹³⁾」に向け歩むこととなった。荻田は、

(なかむら としひこ 長野県立大学グローバルマネジメント学部准教授)

後に「配付税制度は財政調整の制度、すなわち、税収入の団体間アンバランスを是正するためのものであるといわれたが、新しい平衡交付金制度は、個々の地方団体の財政保障の制度であるといわれている。私は、このように変化してきた——せざるを得なかった理由は、国の政治が福祉国家の傾向が強くなったからだと思う。すなわち、行政にも税負担にも、全国的均衡をとるという要請が強くなってきたからである⁽⁹⁴⁾」と述懐しているように、福祉国家システム下において、地方財政調整制度、とりわけ、基準財政需要額の各算定費目が担う役割は極めて大きいといえよう。その十分な機能を果たすために、総額の確保は不可欠であった。その総額を確保するために、平衡交付金制度は、確実に総額が確保できる、国税リンク方式をもった地方交付税制度に改組される必要があったのである。

キーワード：平衡交付金／マクロの財源保障／ミクロの財源保障／個別の財源保障／基準財政需要額／単位費用法定主義

【参考文献】

- 石原信雄 [2000] 『新地方財政調整制度論』ぎょうせい。
 伊藤隆監修 [2000] 『現代史を語る①荻田保——内政史研究会談話速記録——』現代史料出版。
 伊藤隆監修 [2001] 『現代史を語る②三好重夫——内政史研究会談話速記録——』現代史料出版。
 大蔵省財政史室編 [1978] 『昭和財政史——終戦から講和まで——第16巻 地方財政』東洋経済新報社。
 大蔵省大臣官房調査企画課 [1977] 『大蔵大臣回顧録<昭和財政史史談会記録>』大蔵財務協会。
 荻田保 [1949] 『地方財政』圭文館。
 荻田保 [1951] 『地方財政制度』学陽書房。
 荻田保 [1953] 『平衡交付金と補助金』議員文庫刊行協会。
 荻田保 [1954] 「戦後における地方財政の推移」『地方自治論文集』地方財務協会。
 荻田保 [1955] 「地方財政の戦後十年」『自治研究』第31巻第13号、良書普及会。
 荻田保 [1968] 『新地方財政』良書普及会。

(91) 会計検査院 [1954] 「地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの〔自治庁〕(17)」『昭和28年度決算検査報告』。

(92) 自治庁財政課長他 [1954] 21頁。

(93) 林は、福祉国家の基礎的な機能である所得再分配や生存権にかかわる社会保障・社会福祉サービスの全国統一的水準の実現のためには、財政構造は中央集権型にならざるを得ないが、一方で当該サービスの供給は、地方政府を介して行う場合の方が多いため、財政構造は、地方分権型へ傾斜する志向があるとしている。また、この矛盾する2つの要求を共にみたく方式が補助金制度及び財政調整制度であり、その国の採用する制度が、厳重な条件付(ひもつき)補助金であれば、中央集権的になり、地方の裁量幅の大きい包括補助金(一括交付金)や地方交付税等であれば、地方分権的になるとしている。林 [1992] 75~77、209~211頁。

(94) 荻田 [1982] 10~11頁。

- 萩田保 [1982] 「地方財政調整制度創設について 故三好重夫氏を偲んで」『地方財政』第21巻第3号、地方財務協会。
- 萩田保 [1984] 『地方財政とともに — 五十年の回顧 —』地方財務協会。
- 萩田保 [1991] 「地方財政調整制度の半世紀」『地方財政』第30巻第2号、地方財務協会。
- 萩田保他 [1966] 「座談会 地方財政制度確立期を顧みて — 昭和20年代 —」『地方財務』第146号、帝国地方行政学会。
- 萩田保他 [1999] 「シャープ勸告50周年特別企画<第Ⅱ部座談会>シャープ勸告50周年」『地方財政』第38巻9月号、地方財務協会。
- 奥野誠亮 [1949] 「地方配付税の性格とその配分を論ず」『税』3月号、帝国地方行政学会。
- 奥野誠亮 [1949] 「地方配付税削減問題」地方自治庁編『自治時報』第2巻第7号、帝国地方行政学会。
- 奥野誠亮 [1951 a] 「地方財政平衡交付金制度考（一）」『自治時報』8月号、帝国地方行政学会。
- 奥野誠亮 [1951 b] 「地方財政平衡交付金制度考（二）」『自治時報』9月号、帝国地方行政学会。
- 奥野誠亮 [1955] 「地方財政計画策定の経緯とその意義」『自治研究』第31巻第5号、良書普及会。
- 奥野誠亮 [2002] 『派に頼らず、義を忘れず 奥野誠亮回顧録』PHP研究所。
- 奥野誠亮 [2006] 「戦後地方税財政制度確立のストラテジー～地方財政平衡交付金と地方交付税の異同を問う」『都市問題』東京市政調査会。
- 河野一之 [1950] 『財政雑話』大蔵財務協会。
- 河野一之 [1955 a] 「昭和24年度と25年度予算編成」『戦後財政史口述資料第2冊 歳計』大蔵省官房調査課・金融財政事情研究会。
- 河野一之 [1955 b] 「昭和26年度予算の編成と警察予備隊の創設」『戦後財政史口述資料第2冊 歳計』大蔵省官房調査課・金融財政事情研究会。
- 河野一之 [1955 c] 「昭和27年度予算編成と防衛分担金問題」『戦後財政史口述資料第2冊 歳計』大蔵省官房調査課・金融財政事情研究会。
- 河野一之 [1956 a] 『昭和27年度補正及び昭和28年度予算について（その1）』大蔵省大臣官房調査課。
- 河野一之 [1956 b] 『昭和27年度補正及び昭和28年度予算について（その2）』大蔵省大臣官房調査課。
- 自治省財政局編 [1963] 『地方財政制度資料 第4巻』。
- 自治省財政局編 [1969] 『地方交付税制度沿革史』地方財務協会。
- 自治省自治大学校長編 [1972] 『戦後自治史XII（地方税財政制度の改革（中巻））』自治省自治大学校。
- 自治省自治大学校長編 [1975] 『戦後自治史XIII（地方税財政制度の改革（下巻の一））』自治省自治大学校。
- 自治省自治大学校長編 [1978] 『戦後自治史XIV（地方税財政制度の改革（下巻の二））』自治省自治大学校。
- 自治庁 [1953] 『地方財政平衡交付金関係計数資料 昭和27年度（市町村分）（第2輯）』。
- 自治庁 [1954] 『地方財政平衡交付金関係計数資料 昭和28年度（道府県・市町村分）』。
- 自治庁財政課編 [1953] 『現行地方財政平衡交付金制度の制定の沿革及び経緯並に立案に用いた資料の名称及びその所在』。
- 自治庁財政課長他 [1954] 『地方交付税法解説』地方財務協会。
- 自治庁財政部編 [1953] 『地方財政の実態と問題の所在』。
- 柴田護 [1949] 「地方配付税あれこれ」『税』4月号、帝国地方行政学会。
- 柴田護 [1950 a] 「地方財政委員会の発足とその使命」『自治時報』第3巻第7号、帝国地方行政学会。
- 柴田護 [1950 b] 「地方財政委員会の発足とその性格」『自治研究』第26巻第8号、良書普及会。
- 柴田護 [1958] 「地方財政計画を繞る諸問題」『都市問題研究』第10巻第2号、都市問題研究会。
- 柴田護 [1975] 『自治の流れの中で 戦後地方税財政外史』ぎょうせい。
- 柴田護 [1984 a] 「地方交付税制度の創設 — 地方交付税の生いたち（1）」『地方財政』第23巻8月号、地方財務協会。
- 柴田護 [1984 b] 「地方交付税制度の創設 — 地方交付税の生いたち（2）」『地方財政』第23巻9月号、地方財務協会。
- 柴田護 [1984 c] 「地方交付税制度の創設 — 地方交付税の生いたち（完）」『地方財政』第23巻10月号、地方財務協会。
- 柴田護他 [1984] 「〈座談会〉地方交付税30年の歩み」『地方財政』第23巻第12号、地方財務協会。
- 『シャープ使節団第二次日本税制報告書』 [1950] シャープ使節団新聞発表文。
- 『シャープ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 日本税理士会連合会出版局。
- 首藤堯 [1954] 「地方交付税制度の創設とその問題点」『公会計時報 — 予算経理の解明と指針』第2巻第8号、行政印刷行会。
- 首藤堯 [1968] 「地方財政計画とその問題点」『地方自治法二十周年記念 自治論文集』第一法規。
- 立田清士 [1950] 「地方財政平衡交付金法案解説」『財政経済弘報』第181号、財政経済弘報社。

- 立田清士 [1952 a] 「昭和26年度分 地方財政平衡交付金の配分について」『自治時報』4月号、帝国地方行政学会。
- 立田清士 [1952 b] 「平衡交付金の活用」『公務員』産業経済新聞社。
- 立田清士 [1993] 「地方財政平衡交付金法の立案過程 — シャウブ勧告との関係 —」『社会科学研究』第27号、山梨学院大学社会科学研究所。
- 立田清士 [1999] 「シャウブ勧告50周年特別企画〈第I部〉シャウブ勧告」『地方財政』第38巻第9号、地方財務協会。
- 立田清士 [2004] 「シャウブ勧告と地方財政平衡交付金について」『地方財政』第43巻4月号、地方財務協会。
- 立田清士 [2005] 「～講演会『地方交付税制度発足50年、制度の持続可能性を問う』から～地方交付税の発足時を振り返り、制度運営の歴史を総括する」『地方財政』第44巻4月号、地方財務協会。
- 地方財政委員会 [1952] 『第13回国会地方財政平衡交付金関係計数資料 昭和25年度（市町村分）（第2輯）』。
- 地方財政委員会編 [1954] 『昭和二十六年度 地方財政の状況報告』。
- 地方財政委員会事務局財務課編 [1951] 『地方財政平衡交付金制度解説 上巻』地方財務協会。
- 地方財務協会編 [1951] 『地方税財政制度解説』地方財務協会。
- 地方財務協会編 [1953] 『地方財政平衡交付金法解説』。
- 「地方制度の改革に関する答申」 [1953] 。
- 中村稔彦 [2010] 「地方財政調整制度の配分方法と機能拡大について」『経済と社会』第25巻、沖縄経済学会。
- 中村稔彦 [2011] 「地方財政委員会の創設について（二）」『自治研究』第87巻第2号。
- 中村稔彦 [2016 a] 「平衡交付金の意義と総額決定方法の実態について（一）」『自治研究』第92巻第5号。
- 中村稔彦 [2016 b] 「平衡交付金の意義と総額決定方法の実態について（二）」『自治研究』第92巻第6号。
- 中村稔彦 [2016 c] 「平衡交付金の意義と総額決定方法の実態について（三）」『自治研究』第92巻第7号。
- 中村稔彦 [2016 d] 「平衡交付金の意義と総額決定方法の実態について（四）」『自治研究』第92巻第9号。
- 中村稔彦 [2016 e] 「平衡交付金の意義と総額決定方法の実態について（五）」『自治研究』第92巻第10号。
- 中村稔彦 [2017] 「平衡交付金の意義と総額決定方法の実態について（六）」『自治研究』第93巻第2号。
- 林健久 [1992] 『福祉国家の財政学』有斐閣。
- 林健久 [1999] 「シャウブ勧告の意味するもの」『税研』第88号、日本税研究センター。
- 秀島正巳 [1950] 「単位費用はどのように定められるか」『府县市町村の金融と会計』第1巻第4号、一二三書房。
- 平岡敏男 [1952] 「地方財政強化のために 地財委廃止に臨みて」『自治時報』第5巻第9号、帝国地方行政学会。
- 藤田武夫 [1949] 「一般平衡交付金について」『自治時報』12月号、帝国地方行政学会。
- 藤田武夫 [1952] 『地方財政平衡交付金の実態と問題』農林協会。
- 藤田武夫 [1959 a] 「日本における地方財政調整交付金の発達」『経済学研究』第13巻第1号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1959 b] 「日本における地方財政調整交付金の発達（二）」『経済学研究』第13巻第2号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1959 c] 「日本における地方財政調整交付金の発達（三）」『経済学研究』第13巻第3号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1973 a] 「地方財政平衡交付金の成立（一）」『都市問題』第64巻第10号、東京市政調査会。
- 藤田武夫 [1973 b] 「地方財政平衡交付金の成立（二）」『都市問題』第64巻第11号、東京市政調査会。
- 藤田武夫 [1973 c] 「地方財政平衡交付金の成立（三）」『都市問題』第64巻第12号、東京市政調査会。
- 藤田武夫 [1976] 『現代日本地方財政史（上巻）』日本評論社。
- 藤田武夫 [1978] 『現代日本地方財政史（中巻）』日本評論社。
- 松隈秀雄 [1982] 『私の回想録』平和厚生会出版部。
- 山下勝他 [1950] 「『基準財政需要額に用いる』補正係数はどのように定められるか」『府县市町村の金融と会計』第1巻第4号、一二三書房。
- 山本悟 [1965] 『精解 地方交付税』地方財務協会。
- 山本晴男 [1948] 「地方配付税法の改正」『税』第3巻8号、帝国地方行政学会。
- 山本晴男 [1951] 「本年度 平衡交付金の算定について」『自治時報』第4巻12号、帝国地方行政学会。
- 山本晴男 [1952 a] 「昭和27年度 地方財政平衡交付金の算定について」『自治時報』第5巻第10号、帝国地方行政学会。
- 山本晴男 [1952 b] 「<地方財政平衡交付金制度>運営の実際」『自治時報』第5巻第6号、帝国地方行政学会。